

食料・農業・農村政策審議会
平成30年度 第1回果樹・有機部会

配布資料一覧

資料 1 議事次第

資料 2 諮問

資料 3 有機農業をめぐる事情

資料 4 果樹・有機部会（有機農業関係）の
今後の審議の進め方（案）

参考資料 1 「食料・農業・農村政策審議会の構成及び審議事項」

参考資料 2 「食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会関係法令」

食料・農業・農村政策審議会
平成30年度 第1回果樹・有機部会

日時：平成30年12月17日（月）13：00～15：00

場 所：農林水産省生産局 別館地階 共用第5会議室

<<議事次第>>

1. 開 会
2. あいさつ
3. 部会長選任
4. 部会長あいさつ
5. 資料説明
 - （1）諮問について
 - （2）有機農業をめぐる現状と課題について
6. 関係者ヒアリング
7. 今後の審議の進め方について
8. 閉会

（以上）

30 生産第 1478 号

平成 30 年 12 月 17 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



有機農業の推進に関する基本的な方針について（諮問）

標記について、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

平成30年12月17日
第1回果樹・有機部会

資料3

有機農業をめぐる事情

平成30年12月
農林水産省

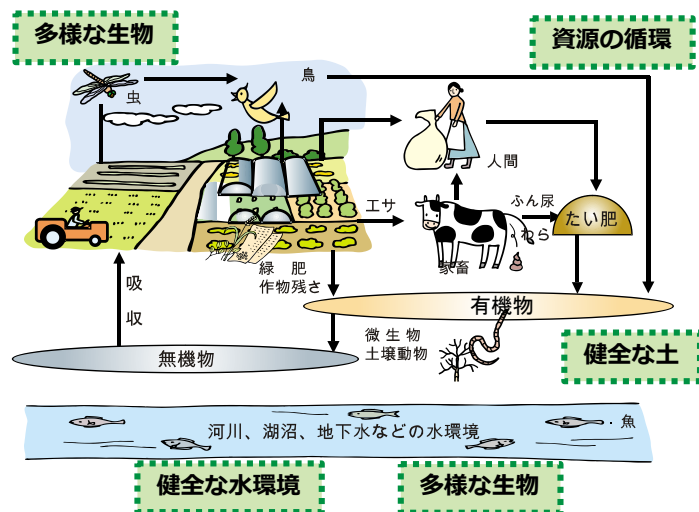
生産局農業環境対策課

1. 有機農業の位置づけ

- 有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムであるとされ、国際的な委員会（コーデックス委員会）が作成した「ガイドライン」に、その「生産の原則」が規定されています。
- 我が国では、平成18年度に策定された「有機農業推進法」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

<食料・農業・農村基本法との関係>

- ✓ 食料・農業・農村基本法の以下の記述が、有機農業と関係しています。
(第4条) 農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、農業の自然循環機能（注4）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。
(第32条) 国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずる。



<有機農産物とは>

有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、農産物に「有機〇〇」等と表示することができます（逆に、認証を受けていない農産物に「有機〇〇」等の表示を行うことはできません。）。



2. 有機農業の推進に関する法律・制度（有機農業推進法）

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。
- 同法第6条に基づき、農林水産省では新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」（基本方針）を平成26年4月に公表。

第二条 定義

この法律において、「**有機農業**」とは、**化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業**をいう。

第四条 国及び地方公共団体の責務（概要）

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第六条 基本方針

1. **農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針**（以下「基本方針」という。）**を定める。**

2. 基本方針においては、次の事項を定める

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3. 農林水産大臣は、**基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、**関係行政機関の長に協議するとともに、**食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。**

（以下略）

有機農業の推進に関する基本的な方針

現行の基本方針は、平成26（2014）年度からおおむね5年間を対象として、有機農業の推進に関する基本的な考え方、目標、推進施策等を記載。

有機農業の普及及び推進の目標(おおむね30年度)

- ① 我が国の耕地面積に占める
有機農業の取組面積の割合を倍増（1%）
- ② 有機農業の技術体系の確立
- ③ 有機農業の普及指導体制の整備（全都道府県）
- ④ 有機農業に対する消費者の理解の増進
（有機農業を知る消費者の割合が50%以上）
- ⑤ 有機農業に関する推進体制の整備
（全都道府県と50%以上の市町村）

国（基本方針）



都道府県（推進計画）

（第七条） 都道府県は基本方針に即し、推進計画を定めるよう努める。

【参考】有機農業の推進に関する法律と有機農産物の日本農林規格

有機農業の推進に関する法律 (平成18年法律第112号)

(目的)

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(基本理念)

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(以下略)

有機JAS制度

1. 概要

日本農林規格等に関する法律に基づき、「有機農産物の日本農林規格」に適合する生産が行われていることを農林水産大臣の登録を受けた認証機関が検査し、その結果認証された事業者のみが「有機JASマーク」を使用可能とするもの。「有機JASマーク」のあるものでなければ「有機農産物」等の名称を表示できない。

2. 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）

(1) 生産の原則

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、

- ① 化学合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させること
- ② 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること

(2) 基準（主要なもの）

- 堆肥等による土作りを行い、は種又は植付け前2年以上（多年生の作物の場合は3年以上）、使用が禁止された農薬、肥料、土壌改良資材を使用していないほ場で栽培
- 遺伝子組換え技術を使用しない
- ほ場等由来の堆肥又は周辺に生息する生物の機能の活用のみによって、土壌の性質に由来する農地の生産力を維持増進（例外的な場合に使用できる農薬、肥料、土壌改良資材は限定）
- 収穫後の農産物への遺伝子組換え農産物や慣行農産物の混入を防止 など

(3) 表示

有機農産物の名称の表示は、「有機農産物」、「有機栽培農産物」、「有機〇〇」、「オーガニック〇〇」などに限定

(4) その他

格付担当者が生産行程等を確認し、基準に適合している場合に農産物に有機JASマークを表示

3. 有機認証制度の相互承認

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証を自国の有機認証として取り扱う国家間の取決め。

現在、EU、米国、カナダなどと相互承認をしている。

3. 有機農業の推進に関する基本的な方針①

(平成19年4月農林水産大臣決定、平成26年4月変更)
※ 現方針の対象期間は、平成26年4月から概ね5年間

- **基本方針** = 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号：以下「法」と記載）第6条第1項の規定に基づき **農林水産大臣が決定**
- **基本方針の構成** = 法第6条第2項の規定に基づき以下を規定
1. 有機農業の推進に関する **基本的な事項**

2. 有機農業の **推進及び普及の目標**に関する事項

3. 有機農業の推進に関する **施策**に関する事項

4. その他有機農業の推進に関し **必要な事項**

1. 有機農業の推進に関する **基本的な事項**

法第三条（基本理念）の各事項に対応した、以下①～⑤の推進について記載

項目	推進内容
① 農業者が有機農業に容易に従事できるように するための取組推進	➢ 地域の気象・土壌条件等に適合した 技術体系の確立・普及 、有機農業の取組を対象とする 各種支援施策を充実・活用 ➢ 先進的な有機農業者による 就農相談や研修受入の拡大 、新規就農者の 経営計画の作成支援
② 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組めるように するための取組推進	➢ 有機農業に関する 技術体系の確立・普及 ➢ 有機農業を対象とする 各種支援施策の展開 ➢ 有機農業者等と、流通業者、販売業者又は実需者その他が連携・協力し、 実需者等のニーズに即した広域流通や、地産地消等の地域内流通を推進
③ 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるように するための取組推進	➢ 有機農業により生産される農産物の 生産量・流通量の増加 ➢ 多様な販売機会の設定 ➢ 有機農産物の生産、流通、販売又は消費の 情報の受発信支援 ➢ 有機農産物等の 表示への理解増進 、有機農産物等の 適正な表示の確保による 消費者の有機農産物等に対する 信頼確保
④ 有機 農業者 其他関係者と 消費者 との 連携促進	➢ 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等 の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との 交流・連携が促進 されるよう取り計らう
⑤ 農業者其他関係者の 自主性の尊重	➢ 地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る 各種取組が画一的に推進されることのないよう留意

2. 有機農業の **推進及び普及の目標**に関する事項

下記の5つの目標を設定（①のみ平成26年度の変更で追加。目標年はH30年度）

項目	目標
① 有機農業の拡大	我が国の耕地面積に占める 有機農業の取組面積の割合を倍増（0.4%→1%）
② 有機農業に関する 技術の開発・体系化	都道府県において 、主要な作物を対象に 有機農業の技術体系を確立 。
③ 有機農業に関する 普及指導の強化	都道府県は 、有機農業に関する 普及指導体制の整備率を100%とする 。
④ 有機農業に対する 消費者の理解の増進	有機農業を知る 消費者の割合を50%以上とする 。
⑤ 都道府県等における 有機農業の推進体制の強化	都道府県では 、各種団体で構成する有機農業の推進を目的とする 体制の整備率を100%とする 。 市町村では 、就農相談先を設ける等の 体制を整備率を50%以上とする 。

3. 有機農業の推進に関する基本的な方針

(平成19年4月農林水産大臣決定、平成26年4月変更)
※ 現方針の対象期間は、平成26年4月から概ね5年間

3. 有機農業の推進に関する施策に関する事項

項目		施策の内容
有機農業者等の支援	新たに有機農業を行おうとする者の支援	国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 就農相談、各種研修機会の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成支援、就農希望者の研修 ➢ 職員及び農業団体の職員の資質の維持・向上
	有機農業の取組に対する支援	国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 堆肥等の生産・流通施設その他の共同利用機械・施設の整備の支援、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の策定及び実施の指導・助言、農業改良資金の貸付け支援、環境保全型農業直接支払による支援 国は、以下に努める。 ➢ 有機農業を核とした地域振興の計画達成に必要な支援、有機農業に関する技術実証、技術習得支援 国及び都道府県は、以下に努める。 ➢ 有機の種子又は苗等の確保のための採種技術等の講習、優良な取組の情報発信
	農産物の流通・販売面の支援	国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 販路確保支援、意見交換・商談等の設定 ➢ 有機JASや生産情報公表農産物等の知識の習得及び制度の活用、有機農産物等の取扱いの拡大働きかけ ➢ 有機JAS認証の取得手続の簡素化等の検討、消費の創出・拡大支援
技術開発等の促進	有機農業に関する技術の研究開発の促進	国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 技術体系の確立、新技術の実証試験の実施、研究課題の設定・推進、技術ニーズの把握、試験研究への反映
	研究開発の成果の普及の促進	国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 普及指導センターを中心とした有機農業者への研究開発成果の普及、普及指導員等に対する研修や提供情報の充実
消費者の理解と関心の増進		国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 知識の普及啓発、農産物の情報の提供、優良な取組の顕彰及び情報の発信、表示ルール等に関する消費者への普及啓発
有機農業者と消費者の相互理解増進		国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 児童・生徒や都市住民等と有機農業者との理解推進、優良な取組の顕彰及び情報の発信
調査の実施		➢ 国による調査の実施(生産、流通、販売、消費の動向等の基礎的な情報、技術の開発・普及の動向、社会的・経済的効果等)
国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進支援		国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 民間団体等への情報提供等の支援、相談窓口等の体制の整備、優良な取組の顕彰及び情報発信
国の地方公共団体に対する援助		国は、都道府県に対し、以下に努める。 ➢ 情報提供等の支援、関連施策の策定及び実施に関する必要な指導及び助言 ➢ 地方公共団体の職員が総合的な知識を習得できる研修の実施

4. その他の有機農業の推進に関し必要な事項

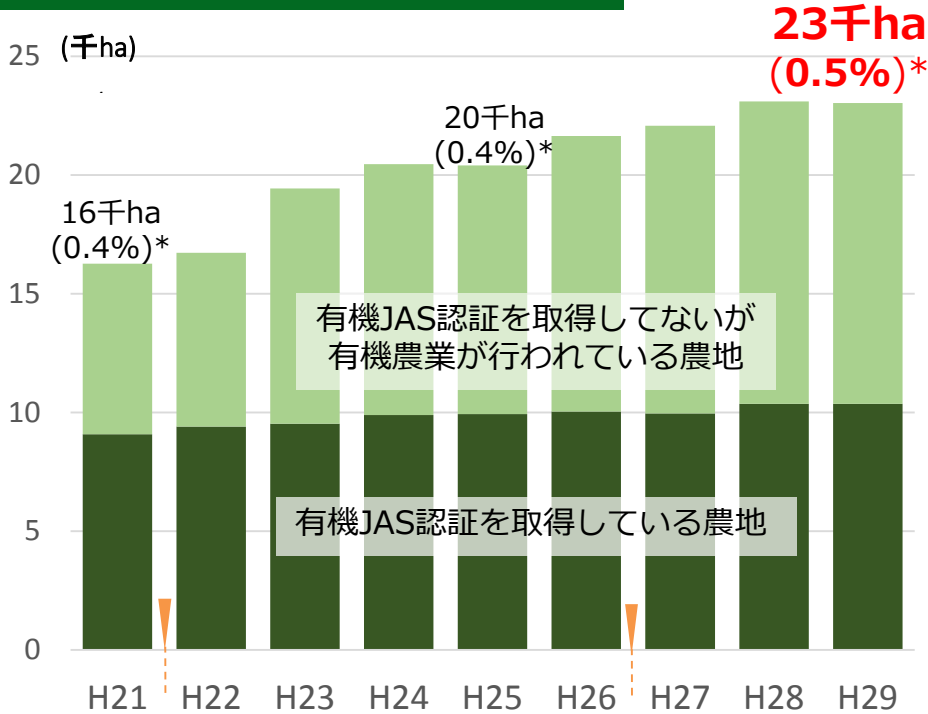
関係機関・団体との連携・協力体制の整備	国は、以下に努め、地方公共団体に対し同様の体制を整備するよう働きかける。 ➢ 関係機関の連携を確保する体制の整備、農業者、実需者、消費者、民間団体、行政機関等で構成される推進体制、研究機関、農業者、地方公共団体等が参画する意見交換等の場の設定 国は、以下に努める。 ➢ 有機農業に関するアドバイザーの導入についての検討
有機農業者等の意見の反映	国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 施策の策定にあたり、有機農業者等の意見の把握、反映 国は、以下に努め、地方公共団体に対し同様の体制を整備するよう働きかける。 ➢ 生産、流通、販売、消費の動向の把握、施策の検討を行う体制の整備
基本方針の見直し	➢ 当該基本方針については平成26年度からおおむね5年間を対象として定めるものとする。

① 有機農業の推進に関する 基本方針の推進状況

4 - 1. 有機農業の普及及び推進の目標の達成状況（取組面積）

項目	目標	状況
① 有機農業の 取組面積割合	全耕地面積の 1 %	0.5 %

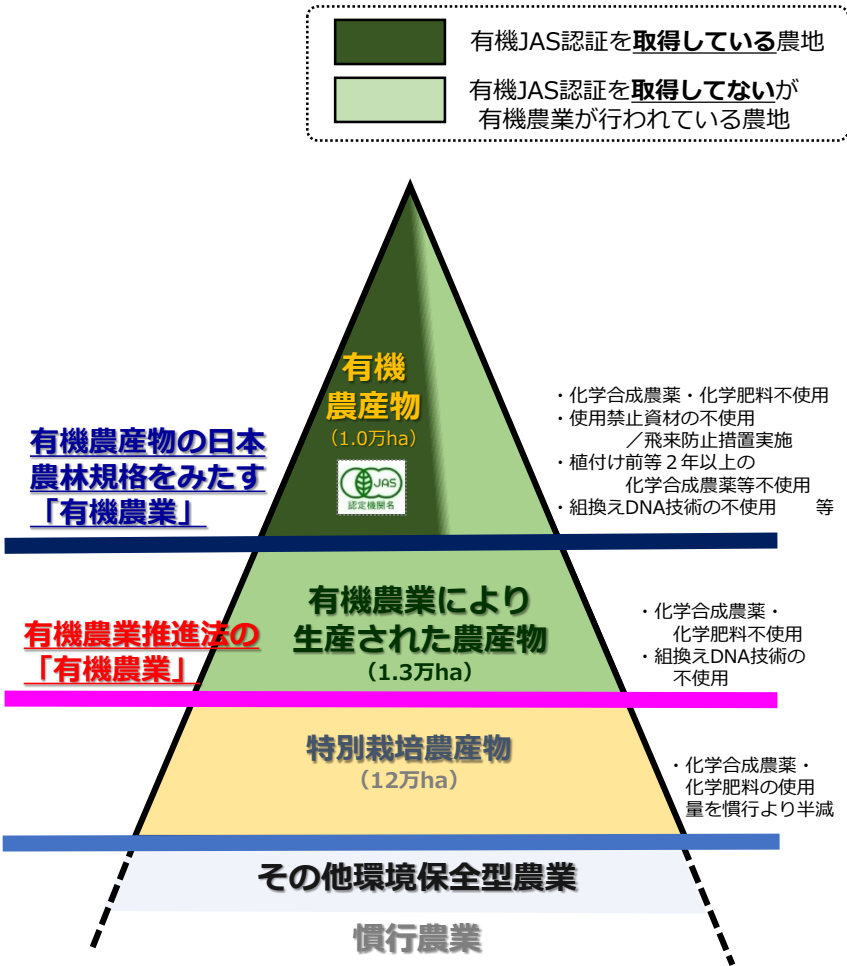
有機農業の取組面積*（全国合計）



（ ）内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

※ 有機JAS認証取得農地面積は食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：有機JASを取得していない農地面積は、H21年、22～26年、27～29年度で調査・推計方法が異なる。また、都道府県ごとに集計方法が異なる。）

※※ H30年度の有機農業の取組面積にかかる実態調査（農業環境対策課実施）の結果、複数の県で、H27年度以降の「有機JASを取得していない農地面積」が修正されたため、H30年12月より、H27年度以降の有機農業の取組面積合計値を修正。

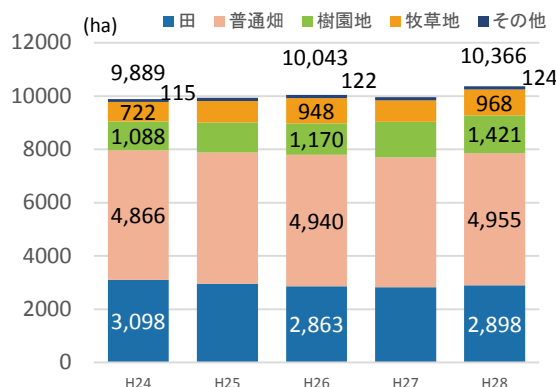


4-2. 有機JAS認証取得農地の取組面積

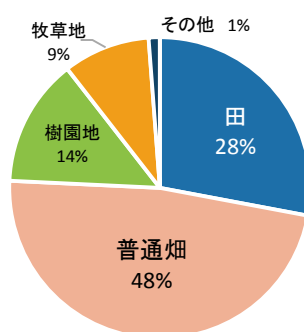
- 有機JAS取得農地の地目別の割合は、近年大きな変動はなく、H28年では約30%が田、約50%が普通畑、約15%樹園地、約10%が牧草地となっている。
- 有機JASを取得している農地は、北海道の普通畑が全体の約2割を占め最大。東北や北陸では田が多く、東京近郊は普通畑が、西日本は普通畑や樹園地が多い。
- 都道府県別では、田では、全耕地のうち有機JASを取得している農地の割合は最大でも0.3%程度。他方、普通畑や樹園地では全耕地の1.0%以上で有機JASを取得している府県も存在（島根県の普通畑では3.0%以上が有機JASを取得）。

有機JAS取得農地の地目別の面積割合（全国）

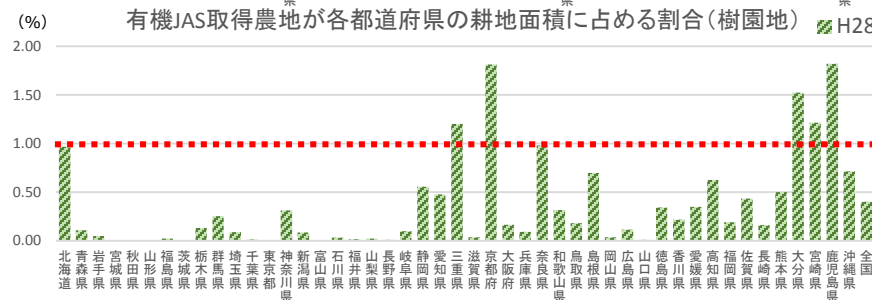
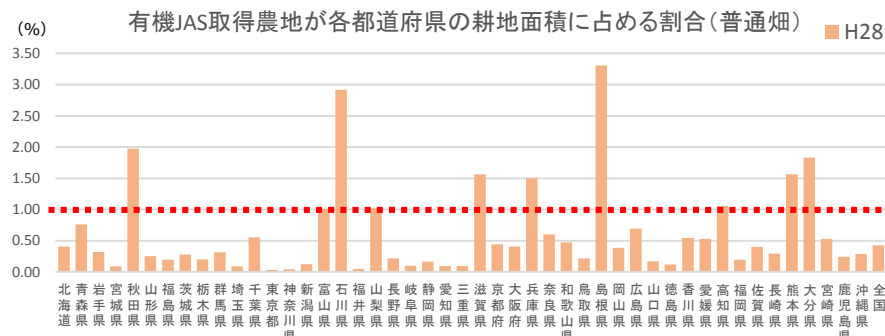
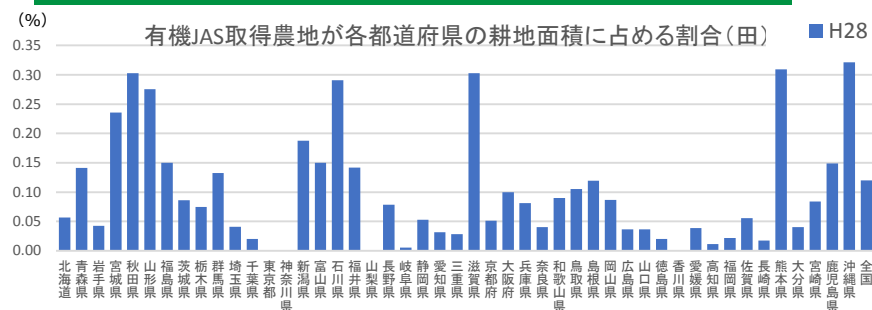
▼ 有機JAS取得農地の地目別面積の推移



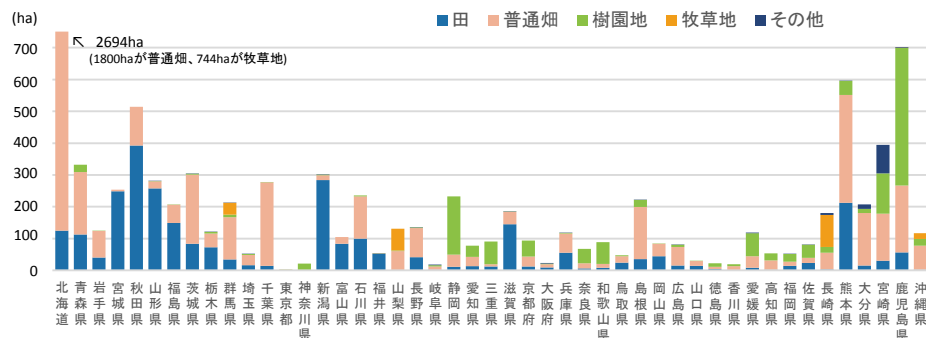
▼ 平成28年度有機JAS取得農地の地目別面積割合



有機JAS取得農地の地目別の面積（H28 地目別）



有機JAS取得農地面積(H28 各県別)



4-3. 有機農業に取り組む生産者の状況

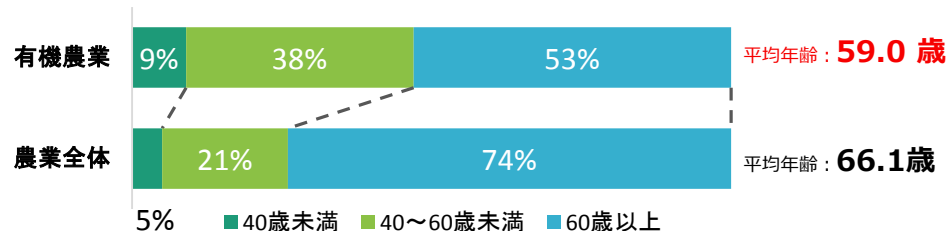
- 平成22年時点で、有機JAS取得農家は約4,000戸、有機JASを取得せずに有機農業に取り組む農家は約8,000戸と推定。
- 平成28年時点で、有機JASを取得している農家数は、北海道、熊本県、鹿児島県で200戸を超えており、13道県で100戸以上。ただし、その総数は、全農家数の減少と同様に経年的にはやや減少。
- 他方、新規参入者※のうち有機農業に取り組んでいる者は2～3割と高い傾向。新規参入者は49歳以下の割合が高く、有機農業に取り組む生産者は、農業全体で見た場合よりも平均年齢が若い特徴。

有機農業に取り組んでいる農家数と平均年齢・年齢構成（H22）

* () 内は総農家数に対する割合

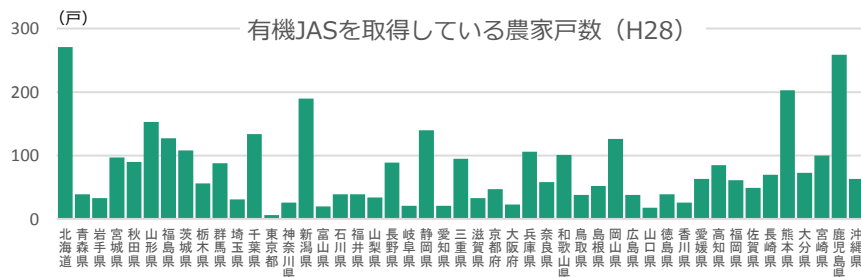
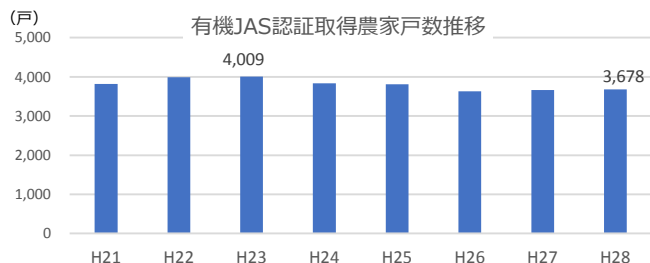
全国の総農家数	2,528,000 戸	
有機農業に取り組んでいる農家戸数	12,000 戸	(0.5%)*
有機JASを取得している農家戸数	4,000 戸	(0.2%)*
有機JASを取得していない農家戸数	8,000 戸	(0.3%)*

資料：2010年世界農林業センサス、平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課調べ



資料：平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、2010年世界農林業センサス(基幹的農業従事者)

有機JASを取得している農家戸数（H28）



農林水産省HP「登録認証機関及び認証事業者」
「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積（H29年度）」を下に農業環境対策課作成

新規参入者における有機農業等への取組状況（H28）

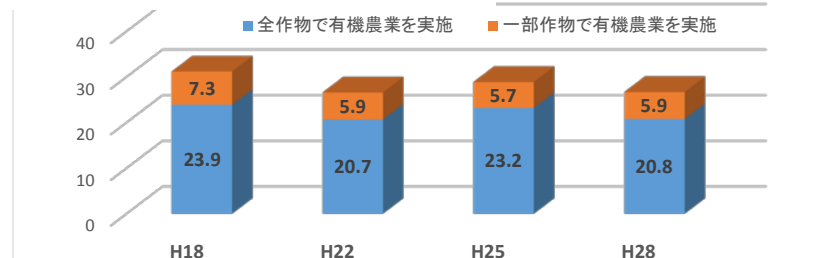
新規参入者数の推移

	新規就農者計（人）		新規参入者（人）	
		うち49歳以下		うち49歳以下
平成22年	54,570	17,970	1,730	940
平成25年	50,810	17,940	2,900	2,050
平成28年	60,150	22,050	3,440	2,470

※平成29年新規就農者調査（農林水産省）に基づき農業環境対策課作成

※新規参入者とは、過去1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者

新規参入者のうち有機農業を実施する者の割合



※新規就農者の就業実態に関する調査（H18, H22, H25, H28 全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

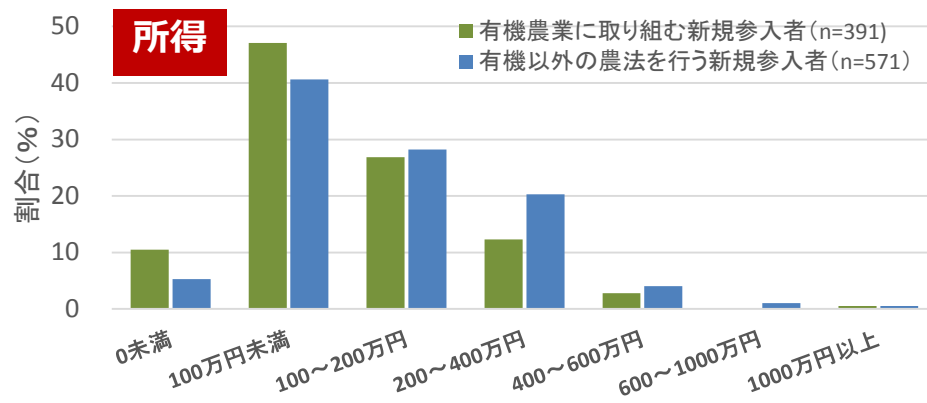
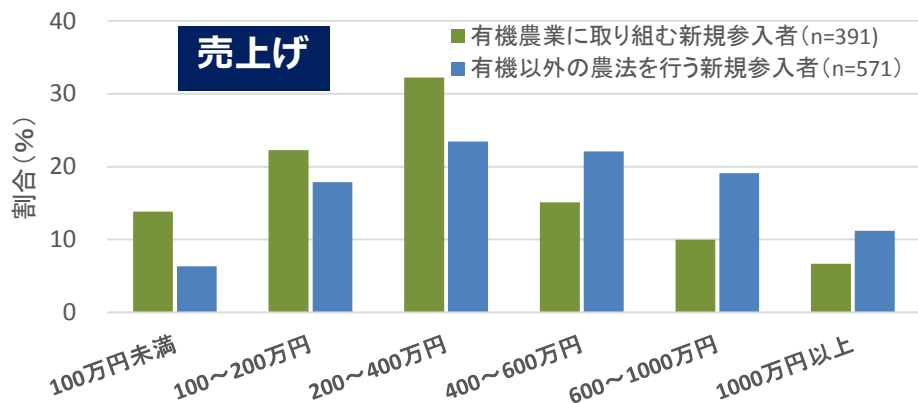
4-4. 有機農業に取り組む新規参入者の売上げ・所得の状況

H28新規就農者の就農実態調査（全国農業会議所）によると、有機農業に取り組む新規参入者には以下の特徴がある。

- 有機農業以外を行う新規参入者に比べ、年間の売上げや所得が低水準の者の割合が多い傾向。
- 「農業所得で生計が成り立っているか」との問いに対し、就農後5年目までは、「成り立っている」と回答する者の割合が少ない。
- 「農業所得で生計が成り立っている」者が就農から生計が成り立つまでに要した年数が長い傾向。

新規参入者の年間売上げ・所得分布

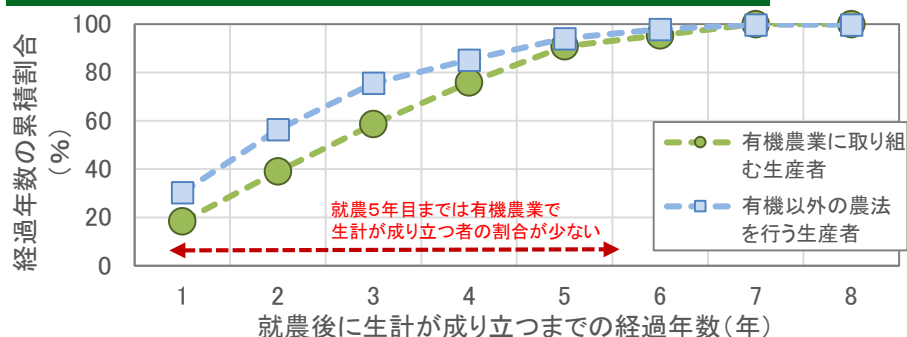
※ 以下の図は全て、「全国農業会議所 平成28年度新規就農者の就農実態調査」をもとに農林水産省（農業環境対策課）が取りまとめ。



「生計が成り立っている」とする回答者の割合



新規参入者の生計が成り立つまでの年数



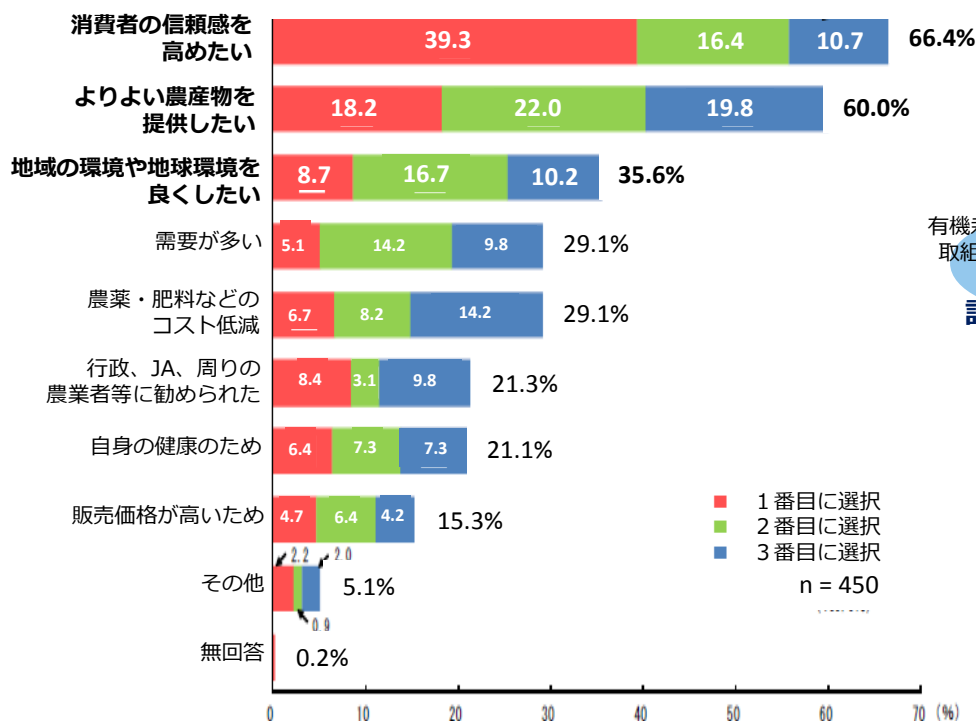
※ 有機農業に取り組む新規就農者計 (n=809)、有機農業以外に取り組み生計が成り立っている新規就農者 (n=2956) の回答をもとに、農業環境対策課作成

※ 有機農業に取り組む生計が成り立っている新規就農者 (n=87)、有機農業以外に取り組み生計が成り立っている新規就農者 (n=385) の回答をもとに農業環境対策課作成

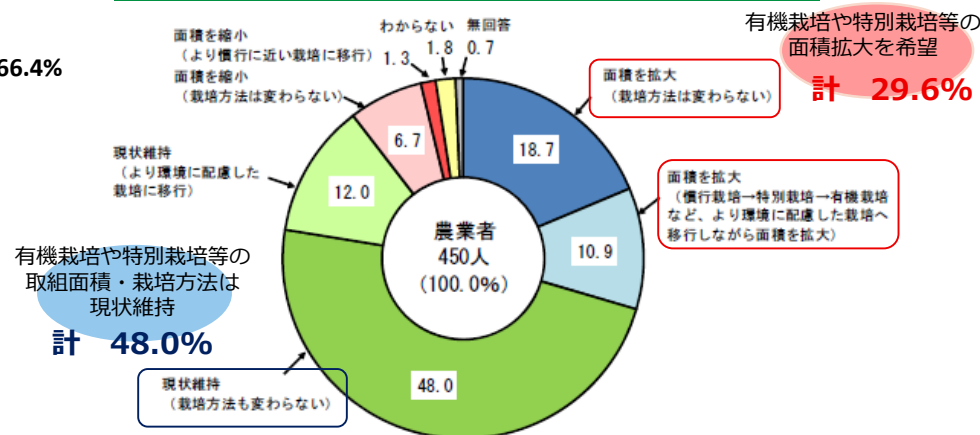
4-5. 有機農業に取り組む生産者の意識

- 生産者が有機栽培や特別栽培等を実践している理由は、「消費者の信頼感を高めたい」が約7割で最も高く、「よりよい農産物を提供したい」が約6割。「地域の環境や地球環境を良くしたい」も約4割。
- 有機栽培や特別栽培等を行っている者で、今後（おおむね5年後）栽培面積の拡大を希望する者が約3割あるものの、現状維持（栽培方法も変わらない）も約5割と高い。
- 主に慣行栽培に取り組む農業者の約6割は、有機栽培や特別栽培等へ取り組みたいとの意向あり。

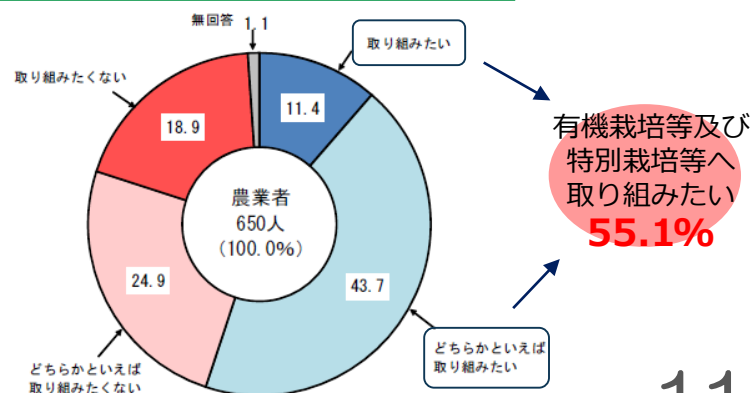
有機栽培または特別栽培等を実践している理由



今後（おおむね5年後）の栽培面積等の生産の意向



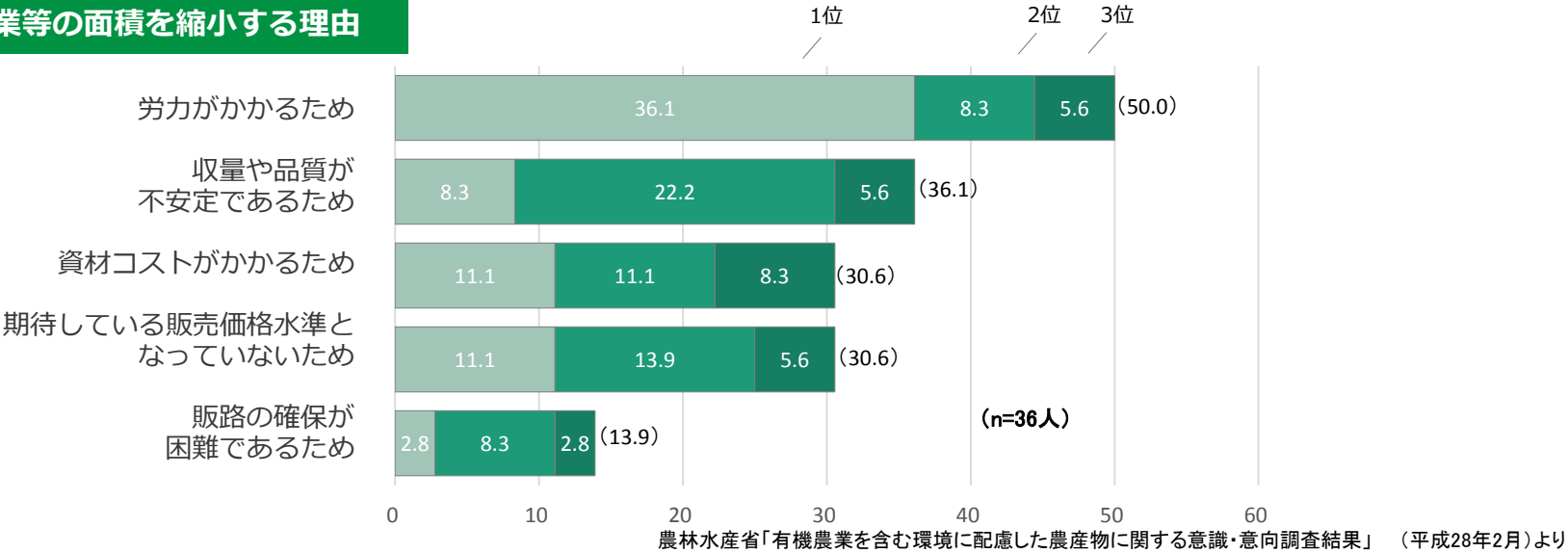
慣行栽培従事者の有機栽培等への取組の意向



4-6. 有機農業に取り組む生産者の課題

- 有機栽培や特別栽培等を行っている者が取組面積を縮小する際の理由は、「労力がかかる」が最大で、販売価格や販路開拓の課題よりも割合が高い。
- 慣行栽培との経営比較では、有機栽培は特に除草を含む労働時間が慣行栽培より大きい特徴。

有機農業等の面積を縮小する理由



有機栽培と慣行栽培の経営比較

○水稲の経営状況 (有機と慣行の比較)

品目	10a当たり 収量(kg)	単価 (円/kg)	10a当たり 粗収益 (千円)	10a当たり 経費 (千円)	10a当たり 所得 (千円)	10a当たり 労働時間 (h)	うち除草
有機	420	430	181	112	69	31	7.0
慣行	518	188	97	75	22	22	1.3

○露地にんじんの経営状況 (有機と慣行の比較)

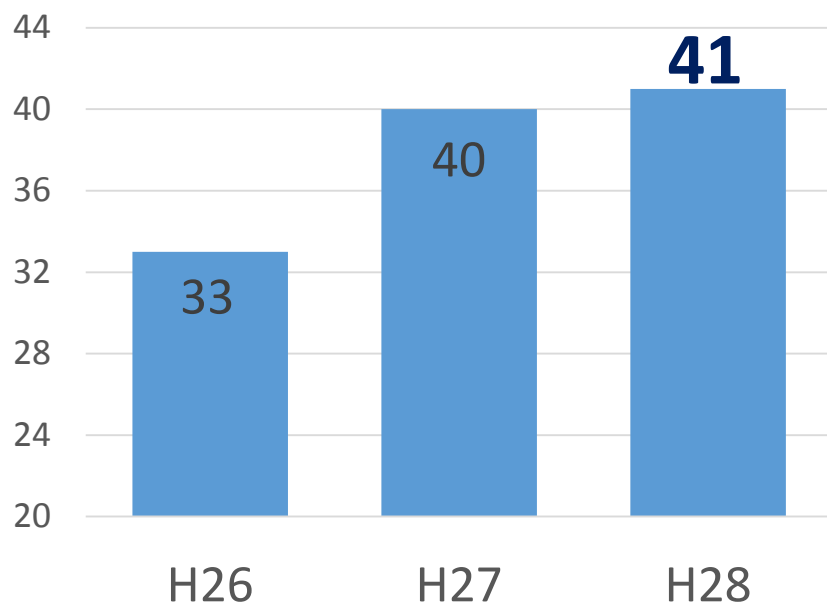
品目	10a当たり 収量(kg)	単価 (円/kg)	10a当たり 粗収益 (千円)	10a当たり 経費 (千円)	10a当たり 所得 (千円)	10a当たり 労働時間 (h)	うち除草
有機	3,000	120	360	150	210	222	21.0
慣行	3,986	89	356	142	214	172	15.3

注)「有機」は、NPO法人有機農業参入促進協議会が収集した実経営データ(H22年時点)
「慣行」は大臣官房統計部の生産費調査(水稲)、H19品目別経営統計(野菜、果樹)

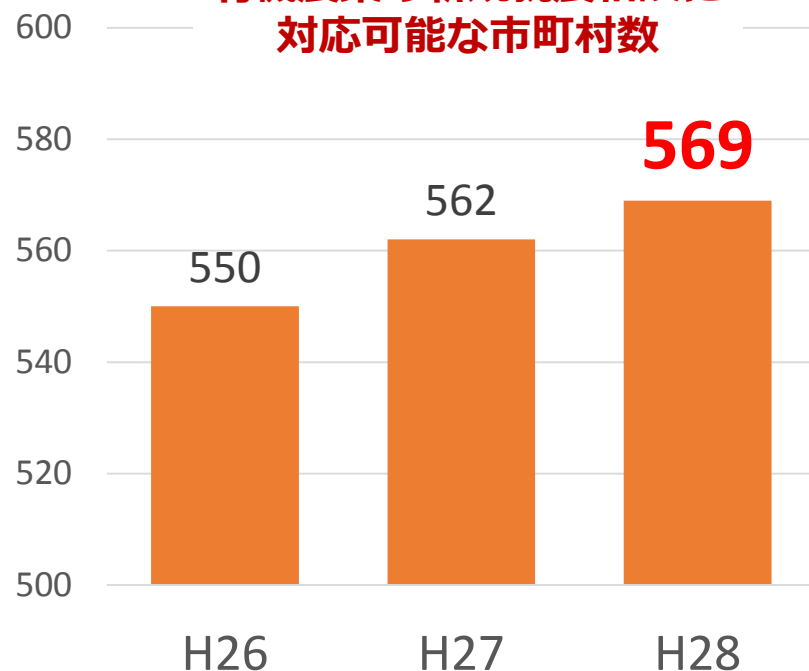
5－1．有機農業の普及及び推進の目標の達成状況（都道府県等の推進体制）

項目	目標	状況
⑤有機農業に関する <u>推進体制を整備</u>	全都道府県 市町村の50%	41都道府県 33%の自治体

有機農業に関する県域協議会を設置、または定期会合を開催している都道府県



有機農業の新規就農相談に対応可能な市町村数



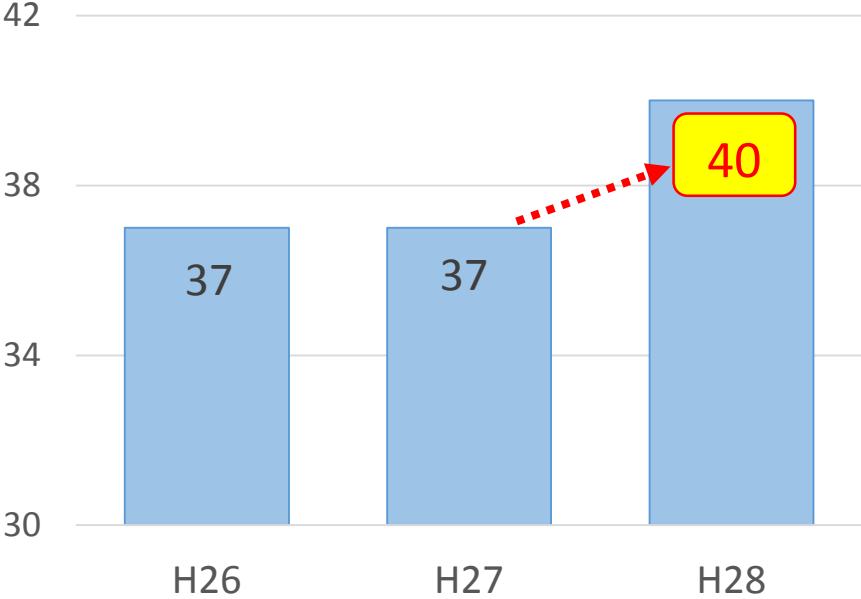
※ 農業環境対策課調べ。なお市町村数は、H28年4月時点で1,724。

5 - 2. 有機農業の普及及び推進の目標の達成状況（普及指導体制の整備）

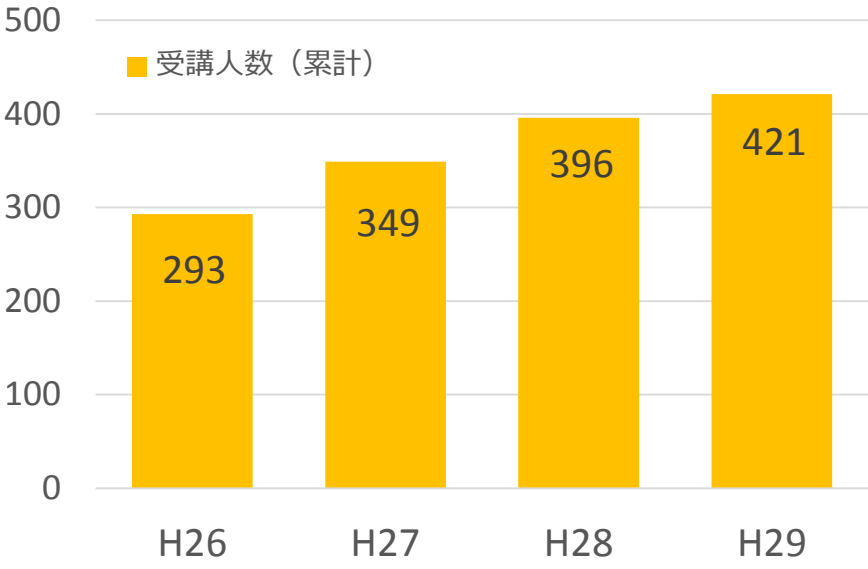
項目	目標	状況
③有機農業の普及指導体制を整備*	全都道府県	40都道府県

* 農業革新専門員（持続可能な農業担当）、または普及指導員（環境保全型農業担当）を配置していること

有機農業を担当する普及指導員
等を配置している都道府県数



国が実施する有機農業等の研修の
累積受講人数



※ 技術普及課、農業環境対策課調べ

5-3. 有機農業の普及及び推進の目標の達成状況 (技術体系の確立)

項目	目標	状況
②有機農業の技術体系を確立	全都道府県	36都道府県

独自の有機農業の栽培マニュアルを作成済みの都道府県

22 都道府県

有機農業の標準栽培技術指導書を活用している都道府県

14 都道府県



▲ 有機農業標準栽培技術指導書

その他

- ✓農研機構では、平成30年に「有機農業の栽培マニュアル」、「同技術資料集」を発刊。
- ✓「有機農業研究者会議2018」等で、生産者や普及指導員、研究者等に同成果を周知。



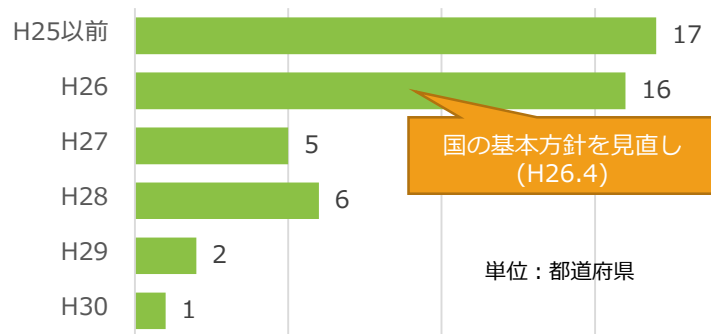
▲ 有機農業の栽培マニュアル (H30.6 農研機構)



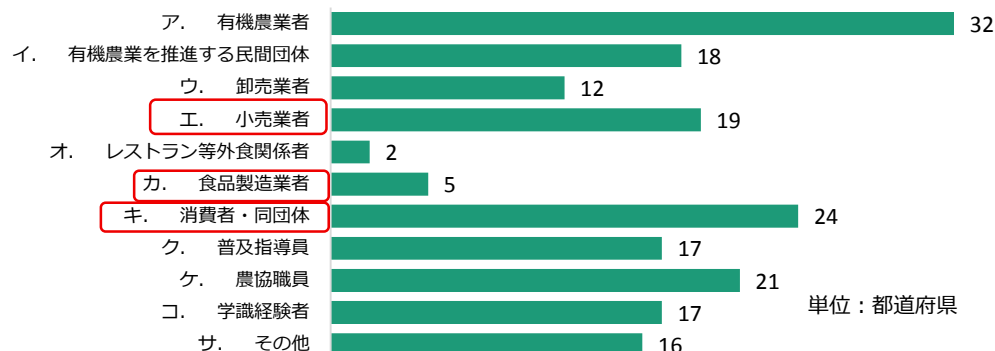
5-4. 有機農業の推進に関する自治体の取組①

- 有機農業の「推進計画」は全県で策定。国の基本方針が改訂されたH26年度以降、30都道府県で計画を改定。
- 有機農業の推進に関する都道府県域の協議会等の構成メンバーは、有機農業者や有機関連団体のみならず、小売業者、消費者（団体）、食品製造業者などを含む例が見られる。
- 有機農業に利用可能な技術開発を行っているのは34都道府県。22県で県独自の有機農業の栽培技術に関するマニュアルを作成、14県では国の「有機栽培技術の手引き」を活用。
- 環境保全型農業（有機農業を含む）を専門とする普及指導員、または農業革新支援専門員を設置している都道府県は40県で約8割であるが、1県平均の配置数は少ない。

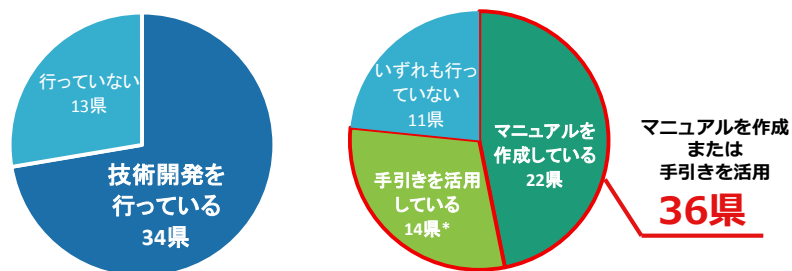
各都道府県の有機農業の推進計画（現行）の策定期期



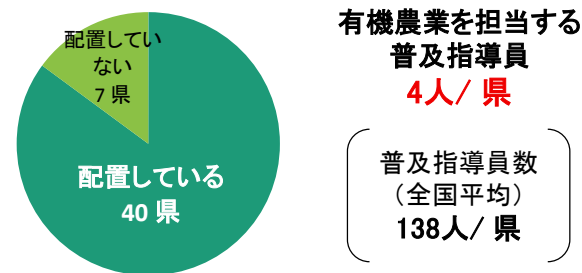
都道府県の有機農業の推進に関する協議会の構成メンバー



各都道府県における有機農業関連技術の開発およびマニュアル作成状況



普及指導員・農業革新支援専門員の配置状況

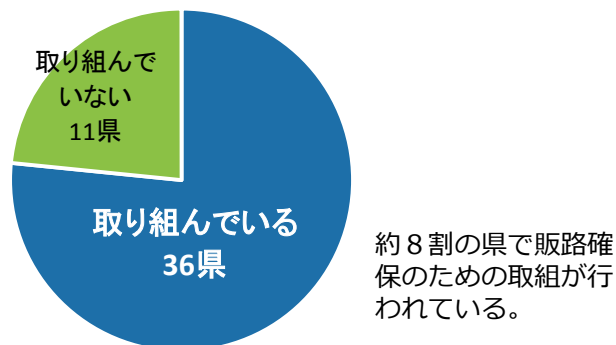


* 普及指導員または農業革新支援専門員を設置している県は約8割。

5-5. 有機農業の推進に関する自治体の取組②（都道府県）

- 36都道府県で、販路確保のための取組を実施。商談会等の開催やイベントの開催、出展支援等が多く行われている。
- 38都道府県で実需者（流通業者、販売事業者、学校関係者、消費者等）の関心を高めるための取組が行われており、シンポジウムの開催の他、有機JAS制度の普及活動が多く行われている。
- 18都道府県で地域内での消費拡大に向けた取組が行われており、県に特化したイベントの開催、そのイベントでのPRがもっとも多く挙げられている。

有機農業により生産された農産物の販路確保のための取組

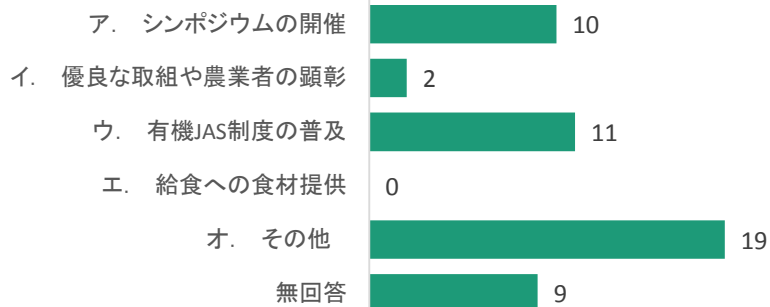


【取組事例】

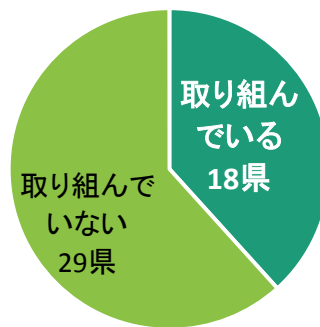
- ・ 商談会等の開催
 - ・ イベント開催、出展、後援支援
 - ・ 生産者向け販路拡大セミナーの開催
 - ・ 各種PR素材の提供
 - ・ 協同出荷体制の整備支援
 - ・ 実需者に対するニーズ調査の実施
 - ・ 生産者情報のHP掲載
- 等

実需者*の関心を高めるための取組

*流通業者、販売事業者、学校関係者、消費者等



地域内での消費拡大に向けた取組



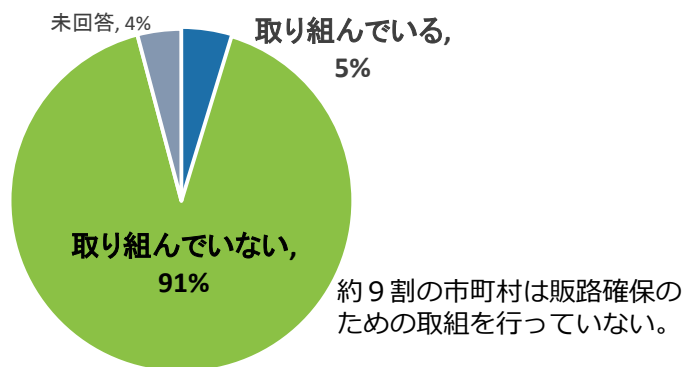
【取組例】

- ・ イベントの開催・PR
 - ・ 県内直売所等での有機農産物コーナーの設置
 - ・ 生産者と県民との交流イベント
 - ・ 地場加工業者との連携
 - ・ 産婦人科と提携した食事メニューの開発・提供
 - ・ 小冊子等の作成、配布
- 等

5－6．有機農業の推進に関する自治体の取組③（市町村）

- 販路確保のための取組を実施している市町村は5%。イベントの開催、出展支援等が行われている。また、地域内での消費拡大に向けた取組は8%の市町村で行われており、地域内でのイベントの開催・出展支援、地域ブランド認定による販売促進等が行われている。
- 13%の市町村で実需者（流通業者、販売事業者、学校関係者、消費者等）の関心を高めるための取組が行われており、給食への食材提供のほか、有機JAS制度の普及等が行われている。

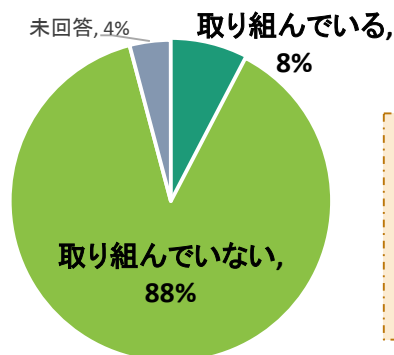
有機農業により生産された農産物の販路確保のための取組



【取組事例】

- ・ 商談会、イベント等への出展支援
- ・ 直売所の設置、紹介
- ・ ふるさと納税等の返礼品
- ・ 市町村の事業による販路拡大支援
- ・ 給食への利用
- ・ HPで生産者の紹介
- ・ 町内外への定期宅配便
- ・ 6次産業化アドバイザーの紹介 等

地域内での消費拡大に向けた取組

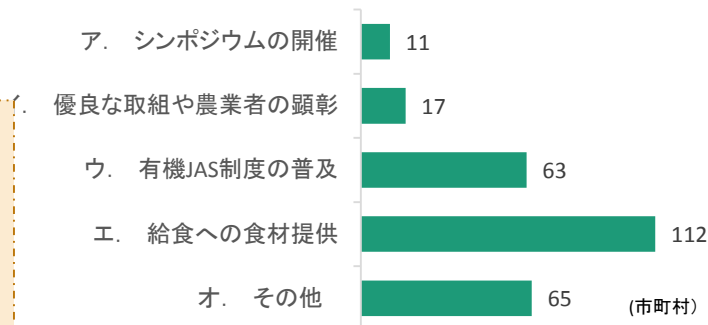


【取組例】

- ・ 地域内イベントの開催・出展支援
- ・ 地域ブランド認定による販売促進等
- ・ 6次産業化への支援
- ・ 給食への利用 等

実需者*の関心を高めるための取組

*流通業者、販売事業者、学校関係者、消費者等



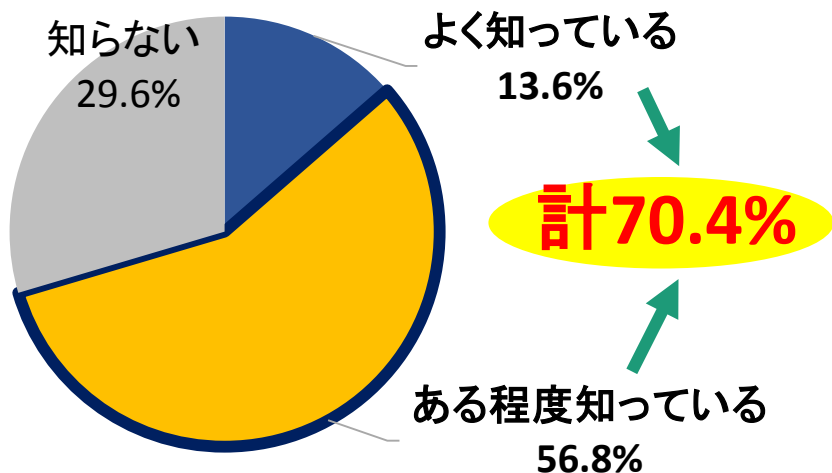
6-1. 有機農業に対する消費者の理解増進

項目	目標	状況
④消費者が 有機農業を理解	50%	70.4%

有機農業の理解度調査の結果

« 平成29年度調査 »

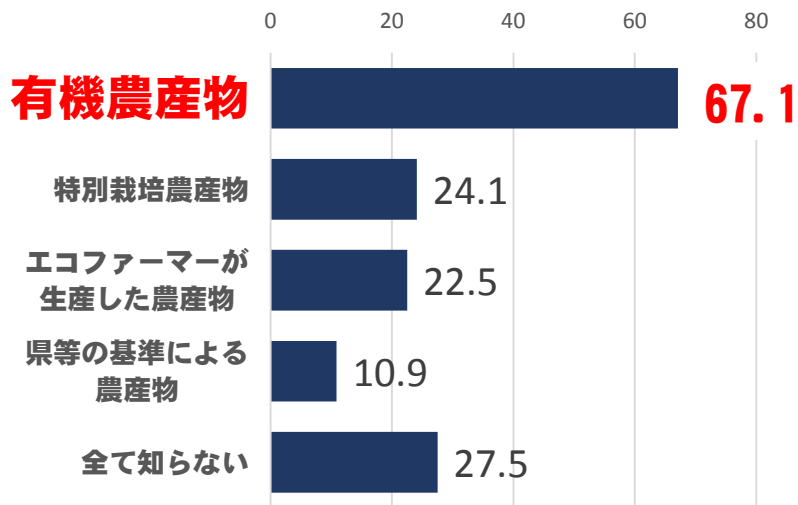
Q：「有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、生物の多様性に及ぼす影響を低減させる」ことを知っていますか？



※ 農林水産省「平成29年度有機食品マーケットに関する調査」より
(n=523)

« 平成27年度調査 »

Q：環境に配慮した農産物がどのような基準により生産されたものか知っていますか？



※ 農林水産省「平成27年度農林水産情報交流ネットワーク事業」
有機農業を含む環境に配慮した農産物に対する意識・意向調査より
(n=消費者 893人 複数回答)

6-2. 有機栽培品・食品の価格の状況

- 有機栽培品（有機JASマークを貼付）は、国産標準品（慣行栽培品全体）より高価格帯で取り引きされており、一定の付加価値が市場に認められている。
- 生産者の約65%は有機農産物等の販売価格について満足している。
- 流通加工業者や消費者では、1割高まででの価格を希望する者が過半。標準品から4～5割高以上の価格での取り扱いを希望する者は1割未満の状況。

有機栽培品と国産標準品の販売価格比較（H28）

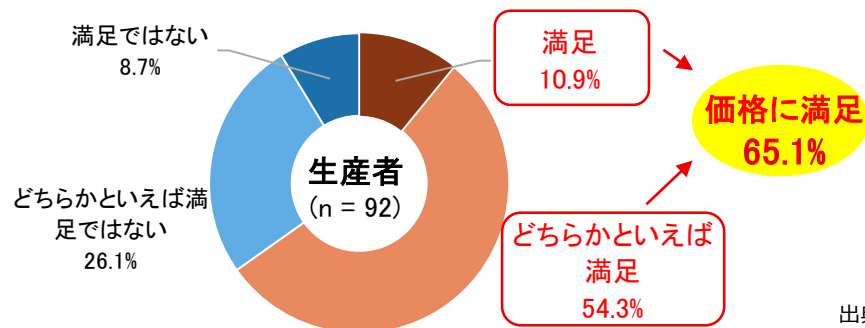
品目	国産標準品 (円/kg)	有機栽培品 (円/kg)	比率(%)
根菜類			
だいこん	204	315	155
にんじん	394	685	174
ばれいしょ	385	568	147
葉茎菜類			
キャベツ	178	291	163
ねぎ	669	960	143
たまねぎ	296	536	181
果菜類			
トマト	697	1,078	155
ピーマン	959	1,793	187

資料：農林水産省大臣官房統計部「平成28年生鮮野菜価格動向調査報告」（平成29年3月）

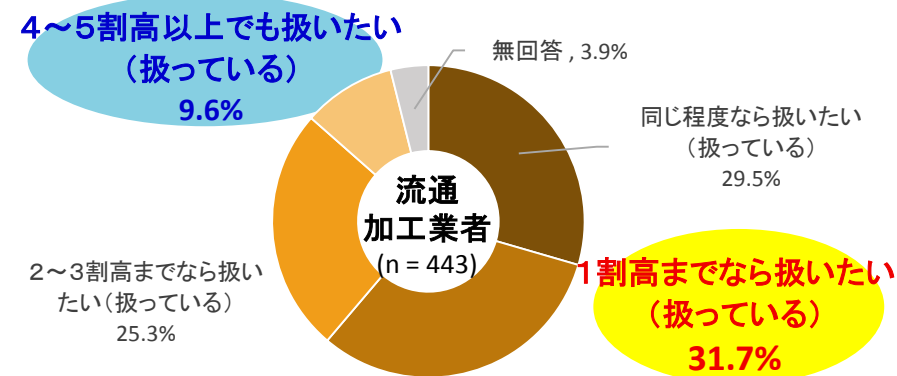
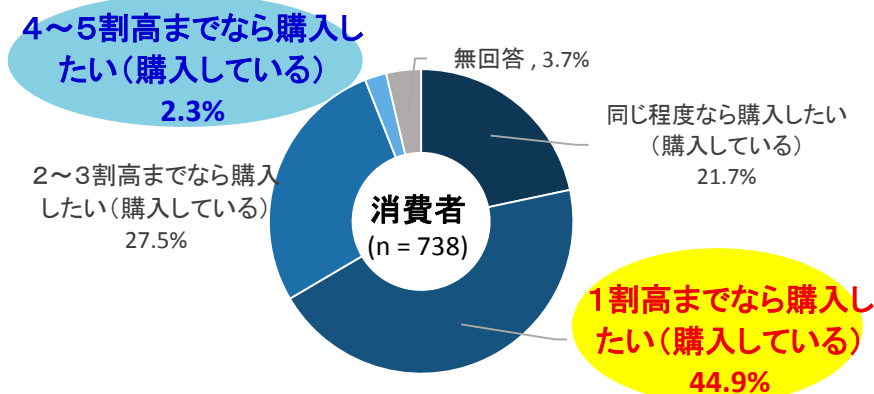
注）1．全国主要都市（21都市）の並列販売店舗における比較である。

2．有機栽培品は、有機JASマークを貼付した商品が該当する。

生産者の有機農産物等の販売価格への満足度



流通加工業者と消費者の有機農産物等を購入する場合の価格



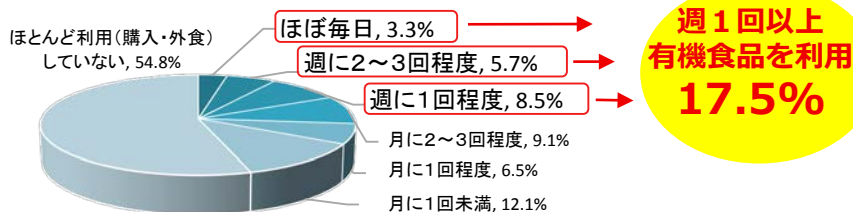
出典：H27年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査
「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」（平成28年2月）

6-3. 有機農産物・食品の消費の動向

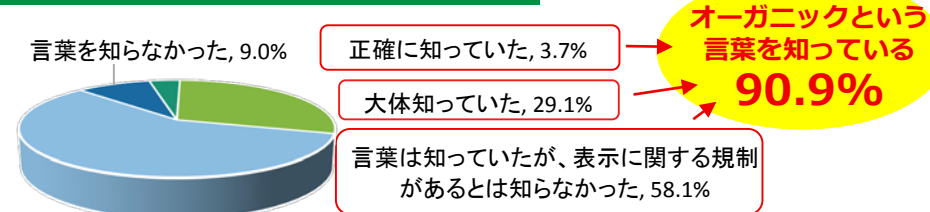
- 消費者の17.5%が、週に1回以上有機食品を利用（購入や外食）しており、表示に関する規制の認知度は低いものの、約9割が有機やオーガニックという言葉を知っている。
- 「週に一度以上有機食品を利用している」者では、
 - （1）購入経験では、「有機野菜」が6割で最大ではあるが、約半数がパン、豆腐、みそ等の加工品を購入している。
 - （2）約9割がスーパーで有機食品を購入しており、農家から直接購入している者は約1割。
 - （3）有機農産物に対するイメージは「安全である」「価格が高い」「健康にいい」が主だが、「環境に負担をかけていない」との回答も6割。

国内の16歳以上の一般消費者を対象に調査（n=4,530）

有機食品の購入や外食等の頻度

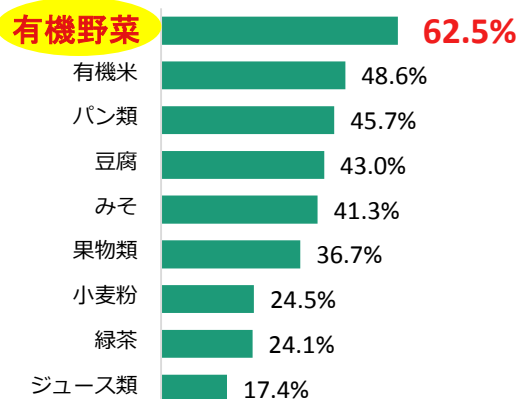


有機やオーガニックという言葉の理解度

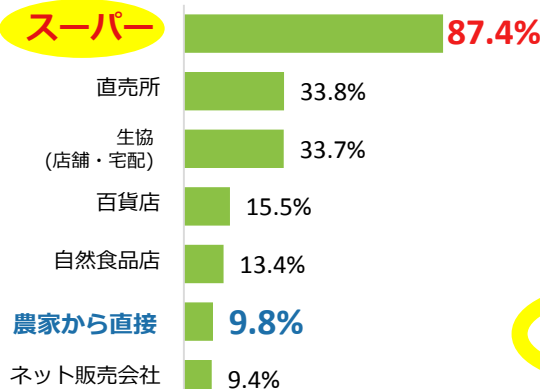


週に1回以上有機食品を利用する16歳以上の一般消費者を対象に調査（n=523）

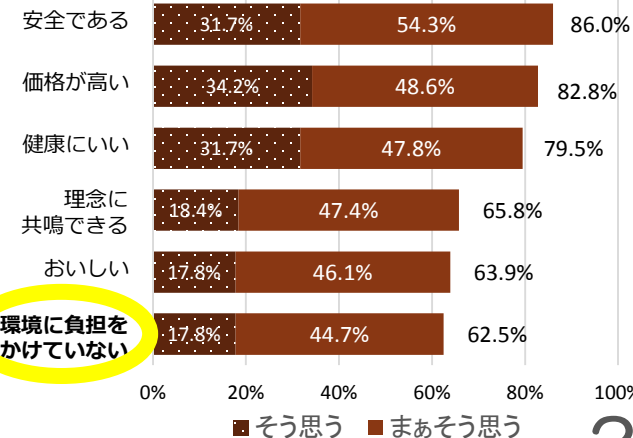
購入経験のある有機食材（複数回答）



有機食品の購入先（複数回答）



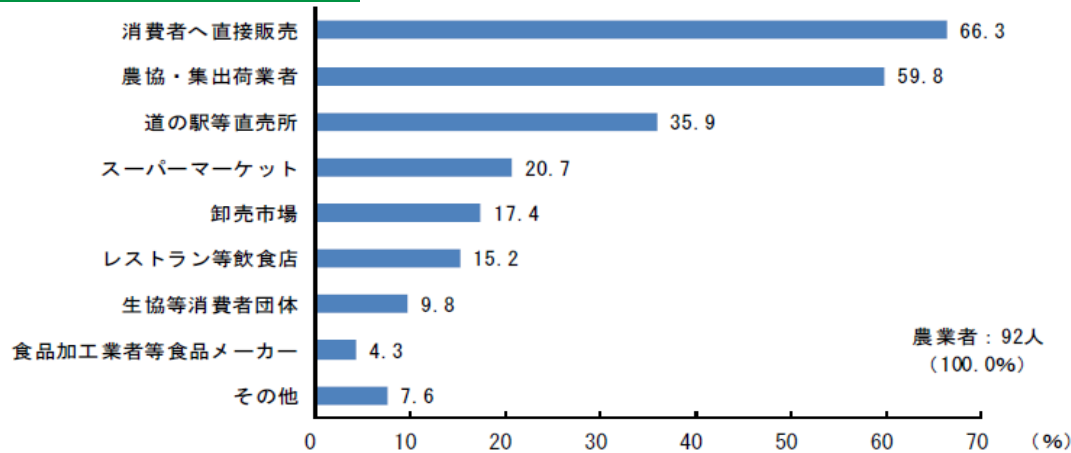
購入している有機食品のイメージ（複数回答）



6 - 4 . 有機農産物の出荷経路

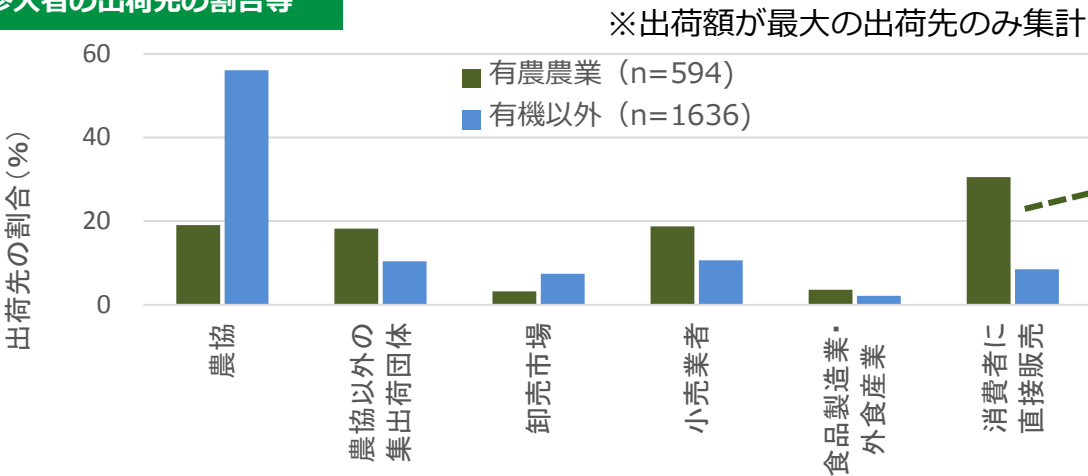
- 有機農業で生産された農産物は、消費者への直接販売が6割以上と最大で、次いで農協や集出荷業者の利用。
- 新規参入者の出荷先では、有機以外に取り組む者は農協出荷が最大であるが、有機農業に取り組む者では消費者へ直接販売が多い（なお消費者への直接販売に取り組む者では、所得が少ない者が比較的多い傾向）。

有機栽培等による農産物の出荷先



農林水産省「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査結果」（平成28年2月）より

新規参入者の出荷先の割合等



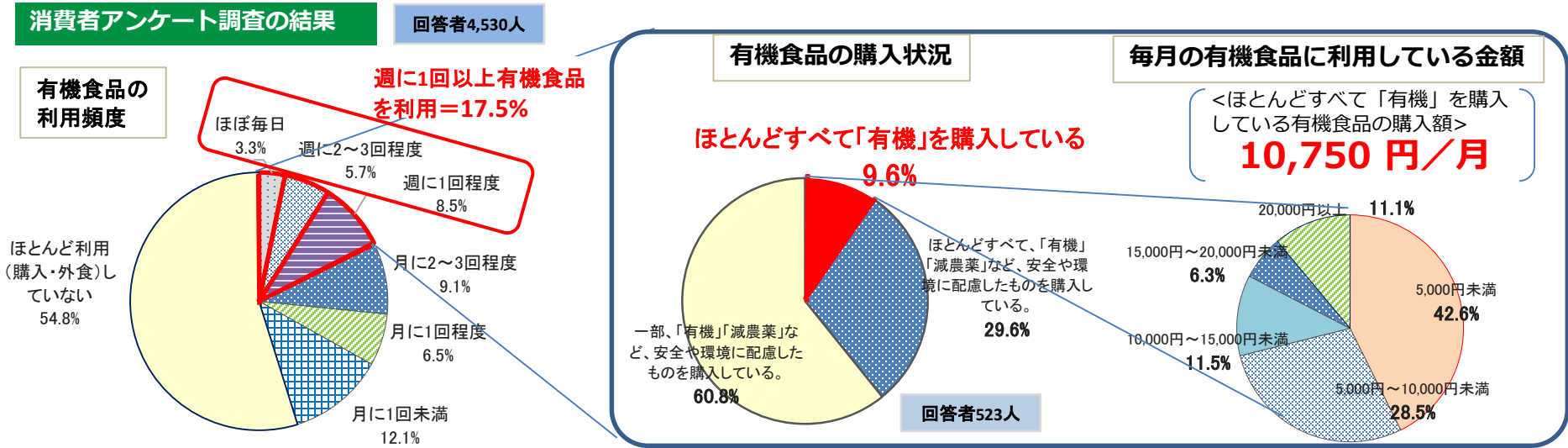
※出荷額が最大の出荷先のみ集計

有機農業に取り組む新規参入者の最大出荷先の違いによる所得額の相違

所得額	消費者に直接販売	直接販売以外
100万円未満	42%	31%
100～200万円	40%	35%
	n=150	n=388

6 – 5. 有機食品の市場規模

- 我が国の有機食品の市場規模は、2009年に推計された1,300億円が採用されてきたところ。
- 今般、2017年消費者アンケート調査の結果を基に、前回調査と同様の推計方法によって、我が国の有機食品の市場規模は1,850億円と推計した。



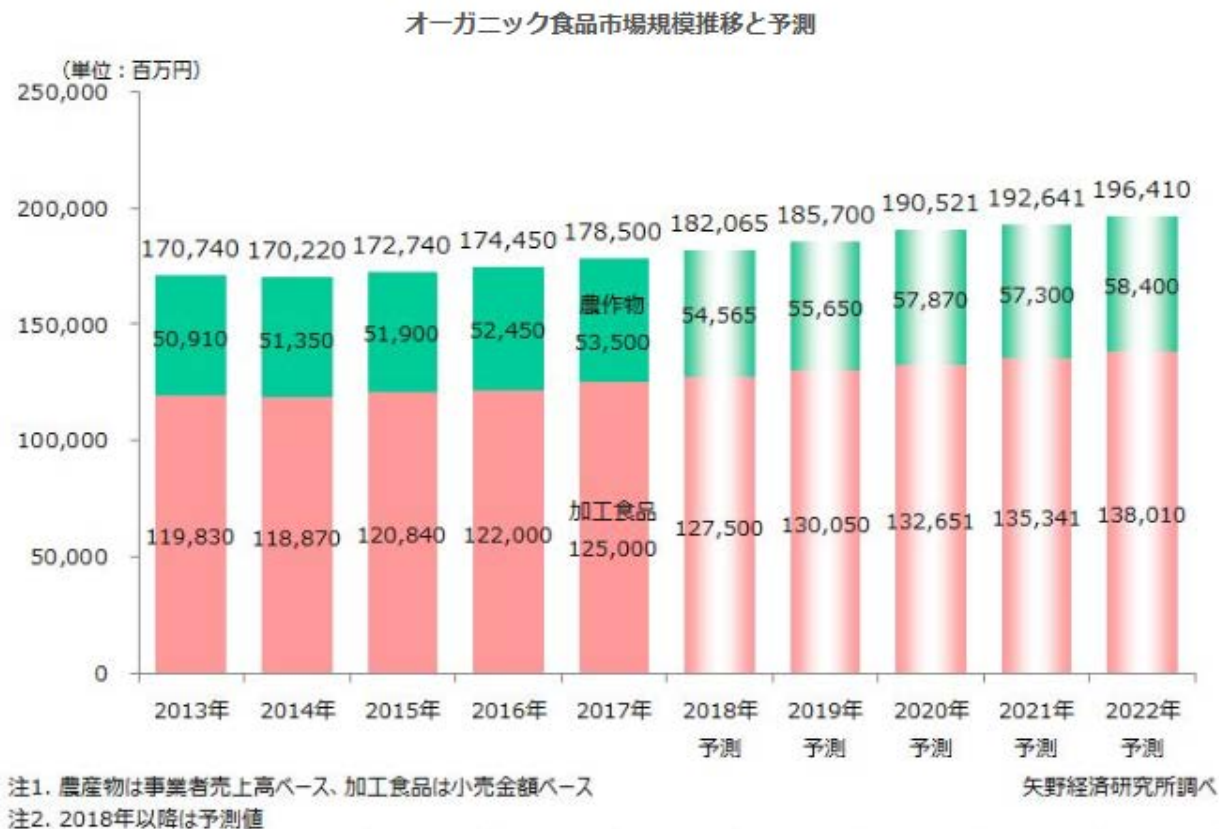
2009年推計結果との比較

市場規模を推計した年度	2017年	2009年
①「ほとんどすべて「有機」を購入している」者の一世帯当たり月平均有機食品の購入金額 (円)	10,750円	11,800円
②「ほとんどすべて「有機」を購入している」者の割合 (%)	1.68% 注1	0.90%
③日本全国の世帯数 (世帯)	5,340万世帯	4,900万世帯
④日本全国の「ほとんどすべて「有機」を購入している」者の有機食品購入金額 (円)	1,157億円 注2	624億円
⑤日本全国の有機食品市場規模の推計値 (円)	1,850億円	1,300億円

注1 : 17.5%×9.6% 注2 : 10,750円×12月×1.68%×5,340万世帯

【参考】有機食品の市場規模（民間推計）

- 株式会社矢野経済研究所「オーガニック食品市場に関する調査（2018年）」（2018年10月30日発表）では、農産物と加工食品を合算した2017年の国内オーガニック食品市場規模を、前年比102.3%の1,785億円と推計（農産物と加工食品の比率は概ね3：7）。

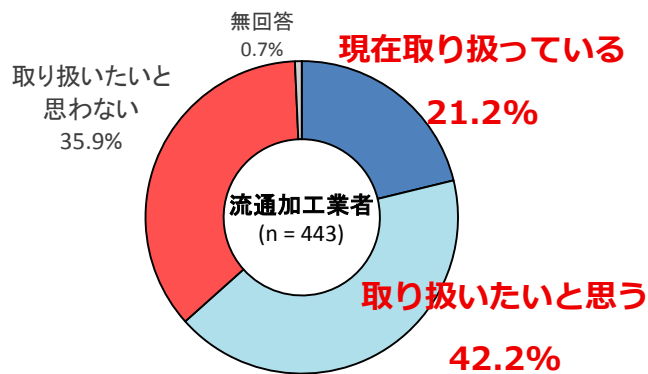


出典：株式会社矢野経済研究所「オーガニック食品市場に関する調査（2018年）」（2018年10月30日発表）

6-6. 有機農産物を扱う流通加工事業者の動向

- 農産物を扱う流通加工業者の約2割は、有機農業で生産された農産物を取り扱っており、約4割は取り扱いを希望。取り扱う理由は、約8割が「安全」を挙げ、「環境」を理由とする者は約3割。
- 有機農産物を取り扱う上で求める条件としては、「一年を通して一定量が安定的に供給されること」が約6割でもっとも多く、「価格がもっと安くなること」は約3割。
- 今後の有機農産物等の需要については、約4割が拡大すると考えている。

有機農産物等の取り扱いの意向と取り扱っている（取り扱いたい）理由



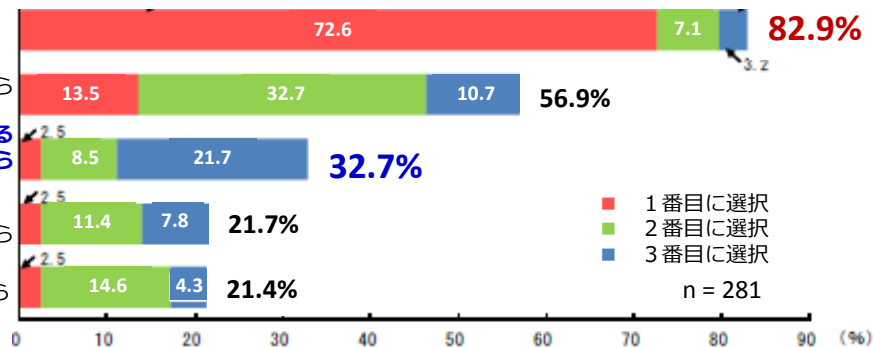
安全だと思うから

消費者が求めるものだから

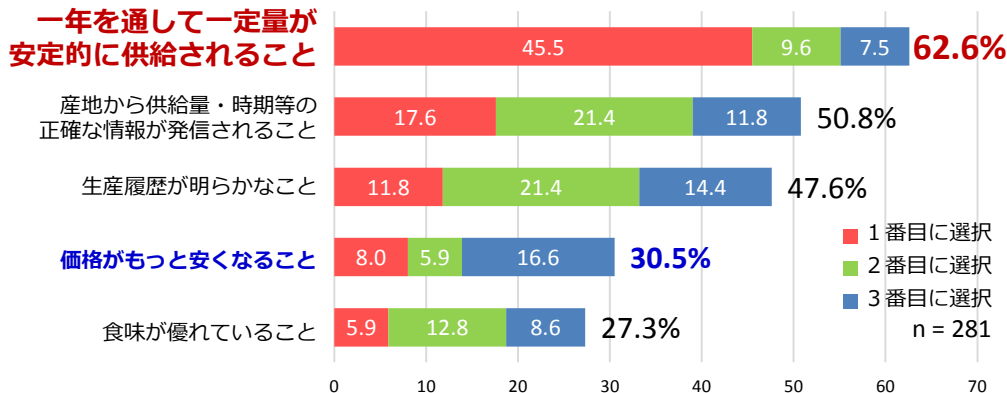
環境に配慮した農業をしている
農業者を応援したいから

付加価値の高い農産物で、
収益向上が期待できるから

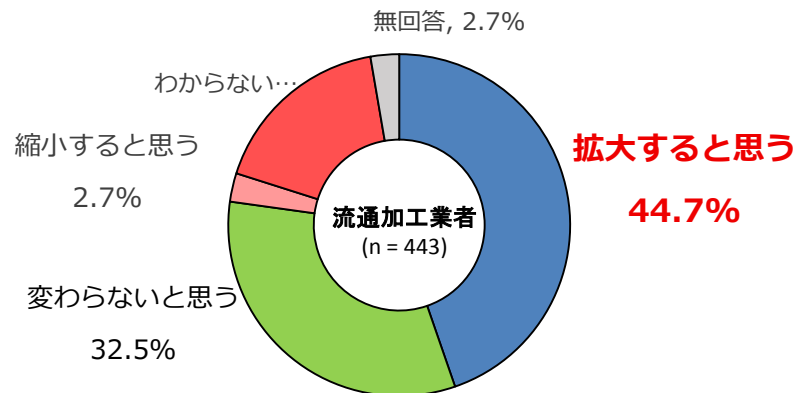
食味が優れていると思うから



有機農産物を取り扱う上で求める条件



今後の有機農産物等の需要

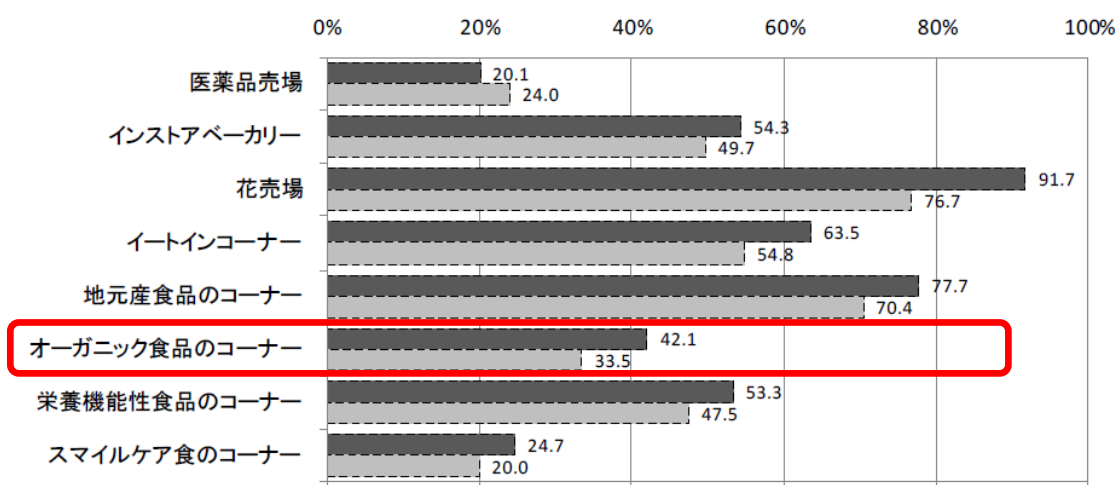


6-7. 有機農産物を扱う小売事業者の動向

- オーガニック食品のコーナーを設置しているスーパーマーケットは増加傾向にあり、特に保有店舗数が多く、大規模店舗中心の社での取扱が多い。
- 今後、オーガニック食品のコーナーを新たに設置したい、または設置数を増やしたいとの意向を持つ社は約3割。

国内スーパーマーケットにおける各種売場の設置状況

各種売場・コーナーの設置割合（業界推計値）

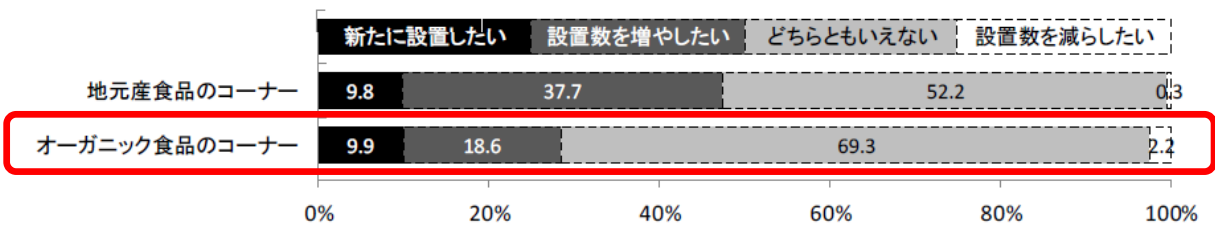


各種売場・コーナーの設置状況

		地元産食品のコーナー		オーガニック食品のコーナー	
		n	設置率	n	設置率
保有店舗数	1～3店舗	64	70.3%	61	26.2%
	4～10店舗	70	75.7%	68	39.7%
	11～25店舗	65	81.5%	63	54.0%
	26～50店舗	29	93.1%	29	58.6%
	51店舗以上	34	94.1%	32	78.1%
売場規模タイプ	小規模店舗中心型	96	69.8%	94	37.2%
	中規模店舗中心型	69	75.4%	66	40.9%
	大規模店舗中心型	65	95.4%	61	63.9%
	複合型	30	90.0%	30	53.3%

国内スーパーマーケットにおける各種売場の今後の設置意向

各種売場・コーナーの今後の設置意向（業界推計値）



※平成30年 スーパーマーケット年次統計調査報告書（平成30年10月、（一社）全国スーパーマーケット協会、（一社）日本スーパーマーケット協会、オール日本スーパーマーケット協会）を元に、農林水産省農業環境対策課が作成。

なお同調査は、全国267社の回答を集計したもので、店舗が1都道府県にのみ存在する社が165社、2～3都道府県に店舗を持つ社が71社、4都道府県以上に店舗を持つ社が31社。

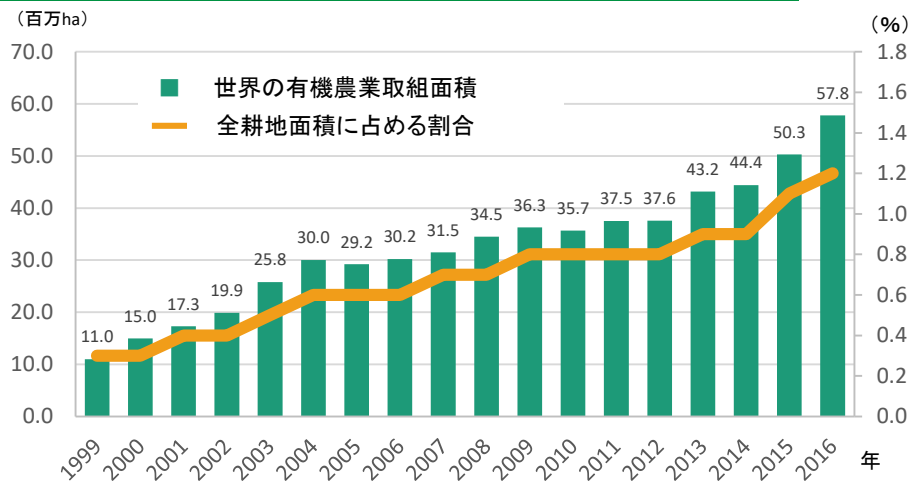
※※なお「業界推計値」とは、回答企業の保有店舗構成比（企業規模）を国内スーパーマーケット業界の構成比にウェイトバックし、算出した集計値であり、上記報告書に記載されている数字。

② 国内外の 有機農業・有機食品をめぐる動向

7- 1. 世界の有機農業の取組面積

- 世界の有機農業の取組面積は、1999年から2016年の間に約 5 倍に拡大、全耕地面積に対する有機農業取組面積割合は約1.2%（2016年）。
- 畑や樹園地は、安定的に面積が拡大しており、2012年以降（主に豪州で）草地の面積拡大が顕著に。
- 有機農業の取組面積割合は、欧州諸国では高い一方、アメリカや中国では面積割合は低く1%に満たない。

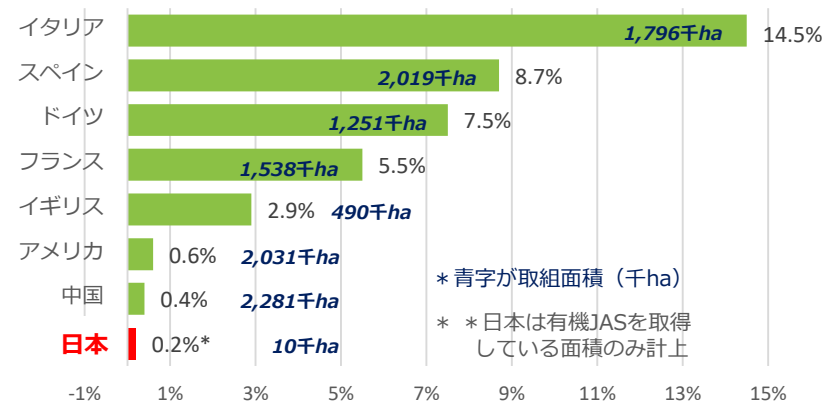
世界の有機農業取組面積、および全耕地面積に占める割合



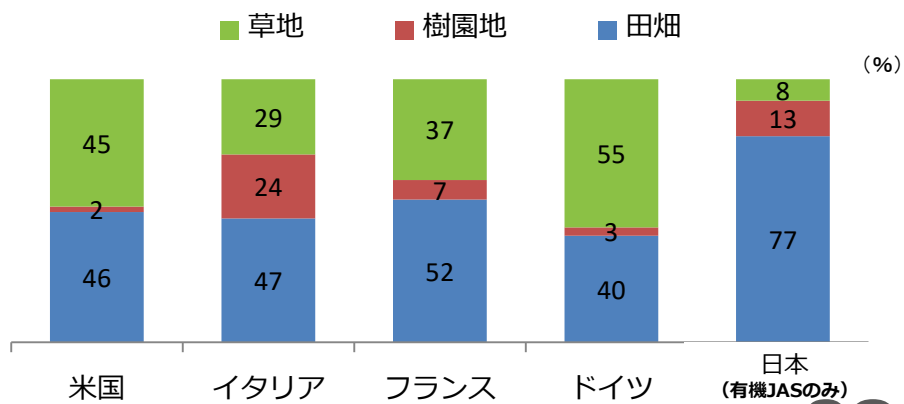
地目ごとの有機農地面積の変化

地目	2004年 (百万ha)	2008 (百万ha)	2012 (百万ha)	2016 (百万ha)	2004→2016 面積拡大割合
田畑	3.5	5.1	8.0	10.6	約3倍
樹園地	0.9	2.0	3.2	4.5	約5倍
草地	21.8	22.3	22.6	38.0	約1.7倍

耕地面積に対する有機農業取組面積と面積割合（2016年）



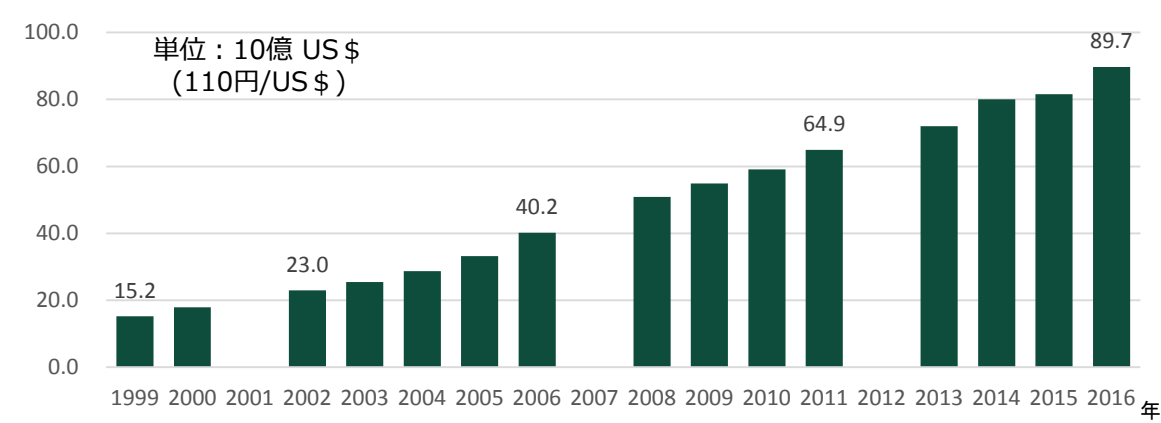
各国の有機農業面積に対する地目別の割合（2016年）



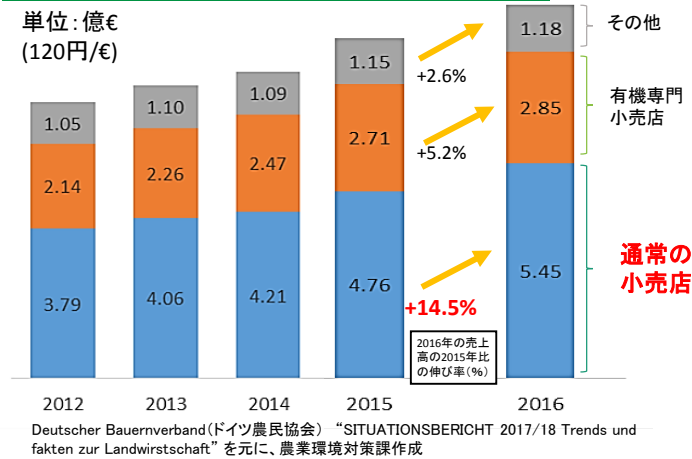
7-2. 世界の有機食品の市場動向

- 世界の有機食品売上は年々増加しており、2016年では約897億ドル（約9.9兆円/1ドル=110円）。
- アメリカの有機食品売上は世界全体の46%を占める。地域別には、北米と欧州で世界の有機食品売上の約90%を占める。
- ドイツでは有機専門でない通常の小売店での売上が近年上昇傾向にある。フランスにおいても同様の傾向。
- 1人あたりの有機農産物消費額の世界平均は11.3€、スイスや北欧諸国で高くなっている。

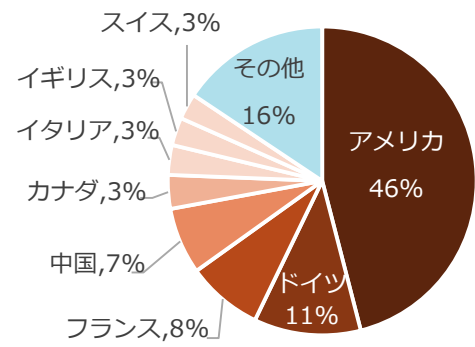
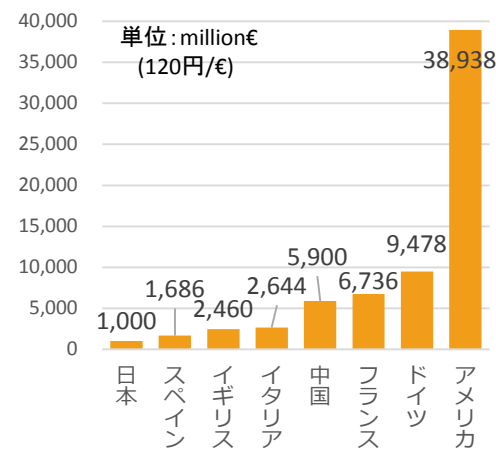
世界の有機食品売上の推移



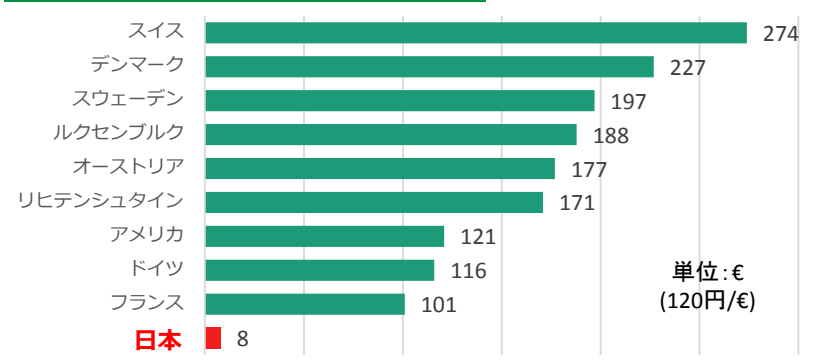
ドイツの小売業態別有機食品売上の推移



国別の有機食品売上額とその割合



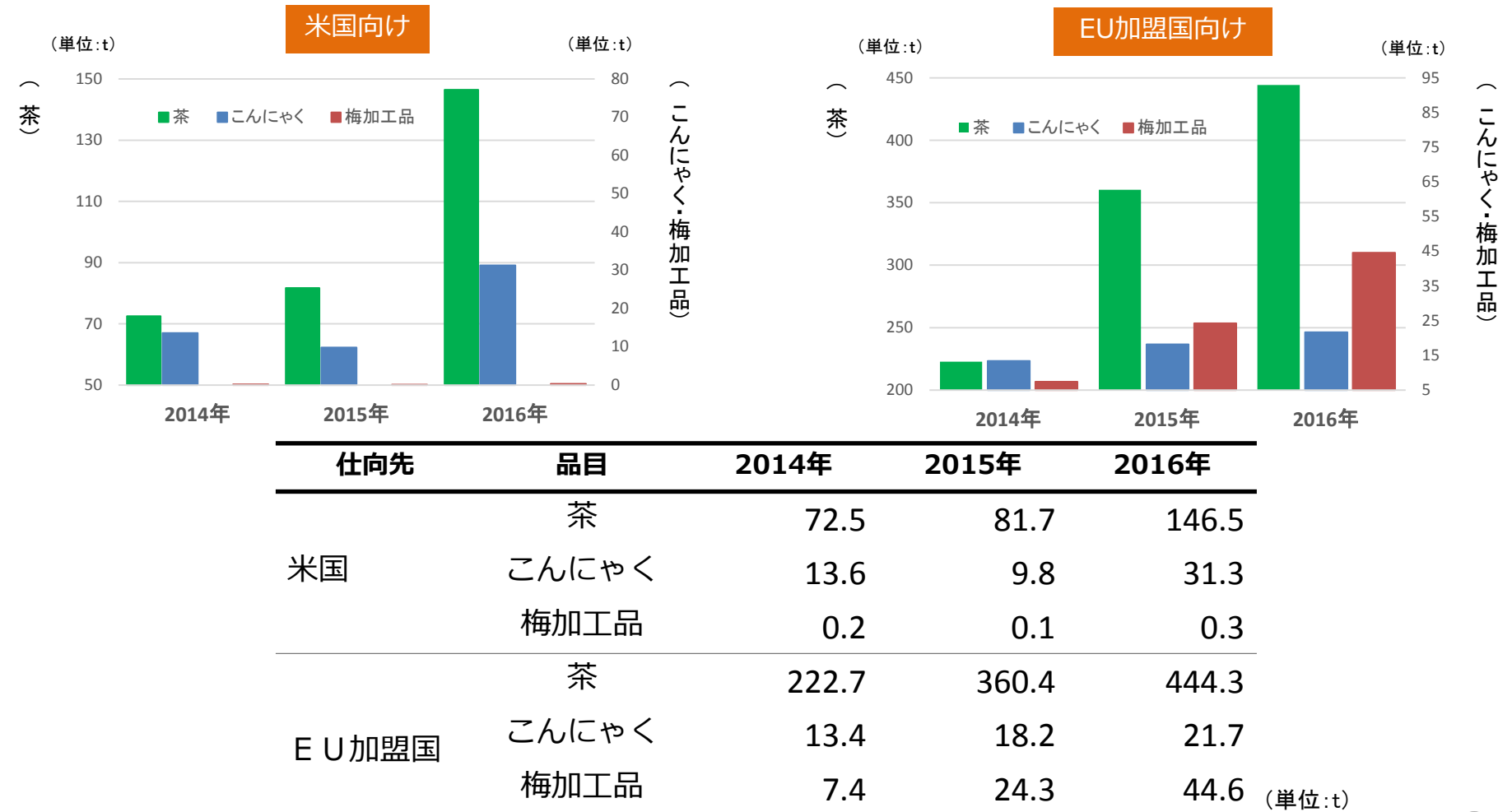
1人あたりの年間有機農産物消費額



7-3. 日本からの有機食品の輸出

- 近年、米国、EU加盟国向けに、茶、こんにゃく、梅加工品が増加。
- 2016年では2014年と比較して、米国では茶及びこんにゃくが約2倍、EU加盟国では茶が約2倍、梅加工品が約6倍の伸び。

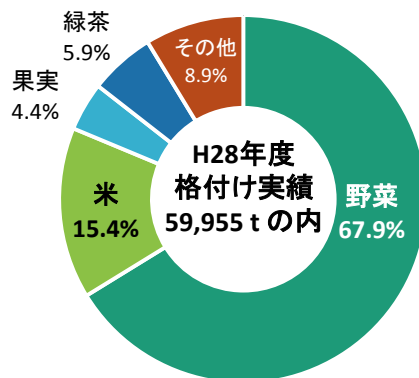
米国、EU加盟国への有機食品（茶、こんにゃく、梅加工品）の輸出数量の推移



7-4. 有機JAS認証取得農産物の国内外での格付け状況

- 国内で有機JAS認証を取得した農産物（格付けされた有機農産物）は年間約6万トンで、H28年度では約7割が野菜、2割弱が米。国内の農産物総生産量のうち有機農産物が占める割合は、茶は4～5%だが、野菜や大豆は0.3～0.5%、米や麦は0.1%に過ぎない状況。
- 海外から日本に輸入される有機農産物は年間3～4万トンで、大豆と果実が過半を占める。他方、海外で格付けされ日本に輸出されていない有機農産物は223万トン（海外で格付けされた有機農産物の98.6%）。
- 麦、そば、大豆では、外国で格付けされ日本に輸入されるものが多いが、野菜は、海外で格付けされて日本に輸入される量は少ない。他方、野菜缶詰等、野菜水煮、果実飲料等は外国で格付けされ日本へ輸入される量が多く、野菜は海外で加工されてから輸入される量が多いと推測される。

区分別格付け実績（国内）の割合（H28）



総生産量に対する有機JAS（国内）の割合*（H28）

区分	総生産量 (千t)	格付け数量 (国内)(t)	有機JAS 割合*
野菜	11633	40683	0.35%
米	8550	9250	0.11%
麦	961	938	0.10%
大豆	238	945	0.40%
茶	77.1	3533	4.58%

* 各区分における国内総生産量に対する有機JAS格付け数量の割合

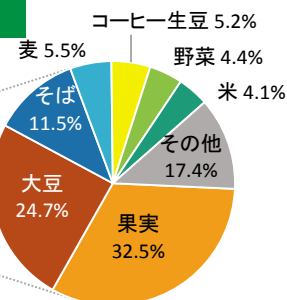
※全て「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積」をもとに農業環境対策課作成

海外から日本に輸入される有機農産物の品目の内訳（H28）

海外で格付けされ
日本に輸入されなかったもの*
98.6% (223万t)

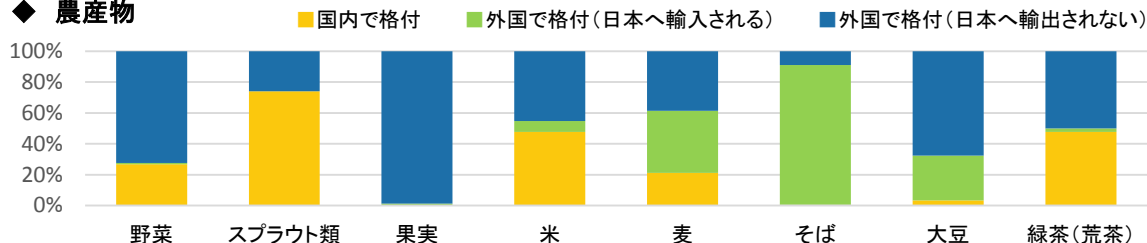
* 海外で加工、消費または日本
以外の国に輸出されたもの等

海外で格付けされ
日本に輸入されたもの
1.5% (3.3万t)

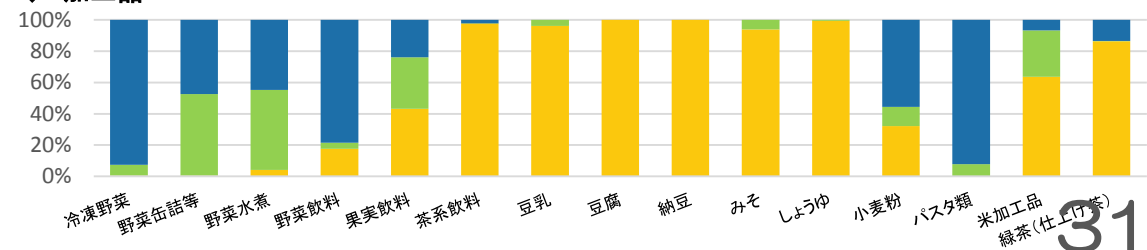


区分別の格付け実績の特徴（H28）

◆ 農産物



◆ 加工品



③ 有機農業を支援する施策概要

8-1. 有機農業の推進に関する農林水産省の取組

- 平成26年4月以降（現行の「有機農業の推進に関する基本方針」の公表後）、農林水産省では以下の取組により有機農業の推進を支援

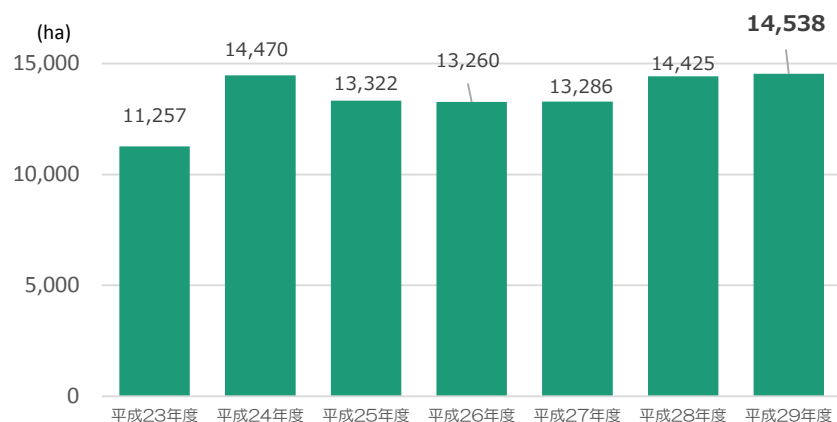
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
直接支払	環境保全型農業直接支払交付金 「有機農業」に取り組む場合、8,000円／10aを支援（そば等雑穀・飼料作物は3,000円／10a）				
各地域の取組支援	有機農業 総合支援事業	有機農業 拡大支援事業	地区推進事業	オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業 生産供給拠点構築支援事業	オーガニックビジネス実践拠点づくり事業
	各地の有機農業者等が実施する右の取組を支援 ・実証圃場の設置、栽培技術講習会開催、技術・経営マニュアル作成、種苗交換会開催 ・販路開拓、一次加工による試作品開発、普及啓発資料作成 ・認証制度や経理関係研修会、新規参入希望者への指導・助言 等				
	22地区	16地区	15地区	16地区	21地区
全国的な取組支援	新規参入・転換支援（研修カリキュラム作成、営農データ収集、先進事例等実態調査、営農計画作成指導、講習会実施等）				
	販路拡大・理解増進支援（マッチングフェア、展示会出展支援、消費者向け・実需者向けセミナー開催）				
	マッチングポータルサイトの開発・実証				
	有機JAS認証取得促進のための調査、講習会			物流効率化実証	販路拡大等の企画・提案（プロデューサー派遣）
				輸出向け産地等での有機JAS認証取得支援	

- その他、施設整備支援、就農支援、技術開発等により、有機農業も含め支援

8-2. 有機農業の推進に関する農林水産省の取組②（環境保全型農業直接支払の実績）

- 環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の支援面積は、平成29年度は14,538haで、近年は横ばいで推移。
- 有機農業を行う田畑のうち75%が生物多様性が非常に高い又は高いと評価（農薬・化学肥料を使用している田畑は34%）。
- 環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の支援面積は、北海道が2,120haと最も大きく、次いで福井県、岩手県、熊本県、鹿児島県の順となっている。

環境保全型農業直接支払における
有機農業の支援面積

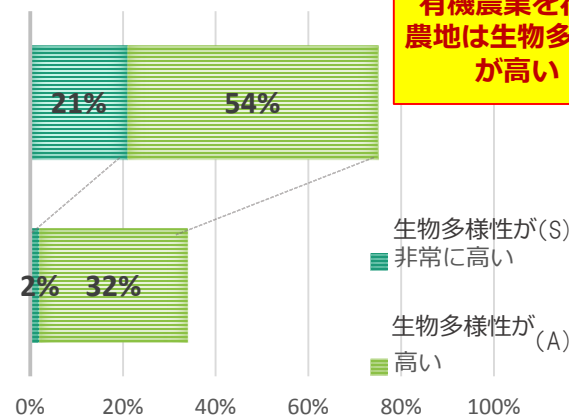


資料：農業環境対策課調べ

生物多様性が高い田畑の割合

有機農業を行う田畑
(調査数=48)

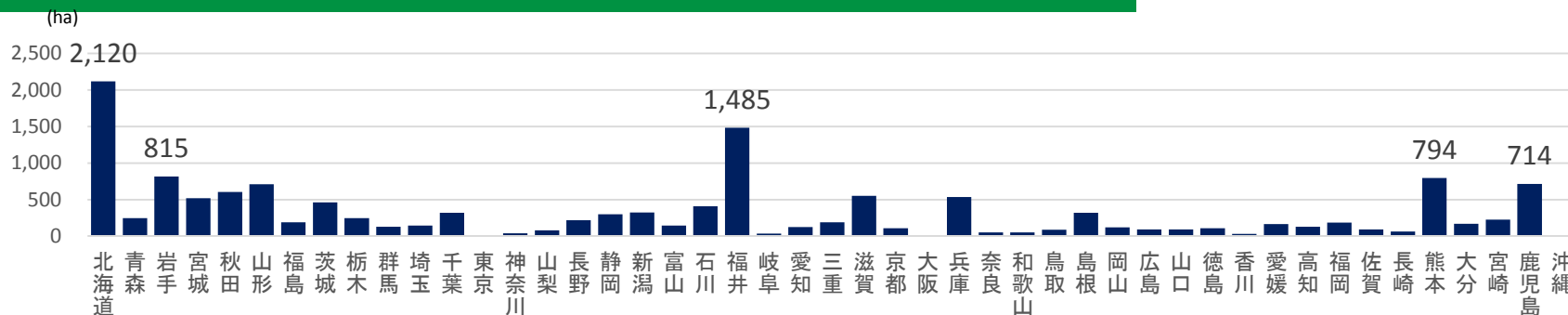
農薬・化学肥料を使用している田畑
(調査数=107)



有機農業を行う
農地は生物多様性
が高い

※第9回 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会（H30.9.10 農林水産省）の資料より

環境保全型農業直接支払における都道府県別有機農業の取組面積（平成29年度）



8-3. 有機農業の推進に関する農林水産省の取組③（各地域の有機農業の取組支援）

- 平成26年以降現在まで、全国45箇所で、有機農業者等が行う技術講習会や販路開拓、啓発資料作成等の取組を支援
- 特に近年は、これまでの支援実績のない新たな地区で、事業を開始する例が増加

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1		○				
2	北海道	○	○		○	○
3					○	○
4			○	○	○	
5		○	○	○		○
6		○	○			
7	東北					○
8		○	○			
9		○				
10					○	
11		○				
12		○	○	○		○
13		○				
14		○				
15						○
16						○
17		○	○	○	○	○
18						○
19	北陸			○	○	○
20						○
21	東海	○				
22					○	

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
23					○	
24				○		
25					○	
26						○
27		○	○	○	○	
28		○	○	○	○	○
29		○				
30					○	
31						○
32				○	○	○
33						○
34			○			
35		○		○	○	○
36		○	○			
37				○		
38		○	○			
39		○		○		○
40		○	○	○		
41				○	○	○
42		○	○			
43		○	○			
44						○
45			○	○	○	○

事業対象地区数	22	16	15	16	21
過去支援実績がない地区	0	2	4	6	9
複数年の事業実績があり 当該年度が最終年の地区数	7	6	1	2	0

8-4. 有機農業の推進に関する農林水産省の取組④（直近の補助事業の実績）

1. オーガニックビジネス実践拠点づくりの実施状況

平成29年度は16地区で実施

平成30年度は
21地区で実施中

地区推進事業による取組事例

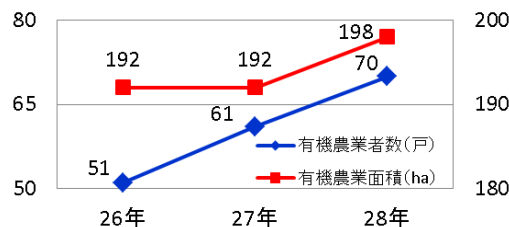
とやま有機・エコ農業パワー アップ協議会（富山県）

有機水稻栽培の最大の課題である除草技術について、生産者と普及指導員、JA営農指導員約90名を対象とした水田用除草機の実演会を開催。

また、消費者に有機農業やエコ農業のことを知ってもらうため、県内スーパーと連携し、有機栽培ほ場での生き物調査や収穫体験などのイベントを年2回開催。さらに首都圏における有機農産物のニーズ把握のため、県アンテナショップでのPR等を実施。



水田用除草機の実演会の開催

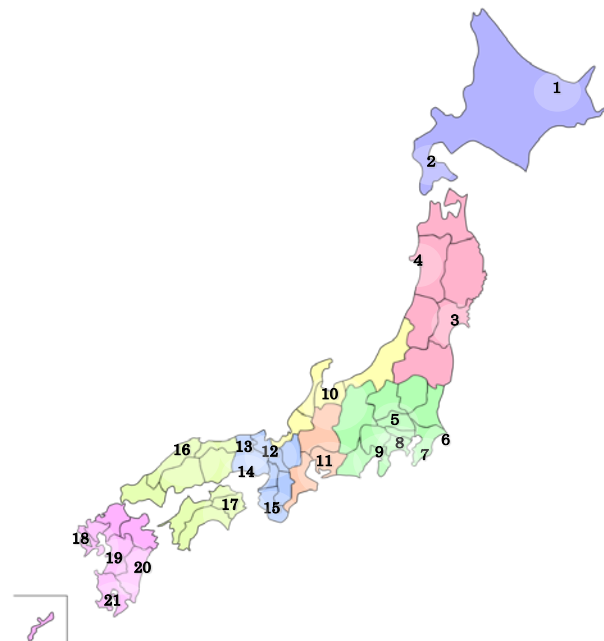


コウノトリ共生農業推進協議会 （兵庫県豊岡市）

コウノトリを環境のシンボルとして位置付け、餌となる生き物も同時に育む稲作技術の普及・拡大を推進。またブランド化の観点から、市場ニーズに合わせ、無農薬栽培への転換を推進。



（コウノトリの飛来）



- 1 大空町有機農業推進協議会（北海道）
- 2 豊浦町オーガニック・エコ農産物推進協議会（北海道）
- 3 JAみどりの有機農業推進協議会（宮城県）
- 4 オガニック農業推進協議会（秋田県）
- 5 小川町有機農業推進協議会（埼玉県）
- 6 自然と共生する里づくり連絡協議会（千葉県）
- 7 千葉県有機農業推進協議会（千葉県）
- 8 小田原有機の里づくり協議会（神奈川県）
- 9 湘南オーガニック協議会（神奈川県）
- 10 とやま有機・エコ農業パワーアップ協議会（富山県）
- 11 知多の恵み（愛知県）
- 12 京都オーガニックアクション（京都府）
- 13 丹波市有機の里づくり推進協議会（兵庫県）
- 14 神戸オーガニック・エコ農業推進協議会（兵庫県）
- 15 那賀地方有機農業推進協議会（和歌山県）
- 16 安来農林振興協議会やすぎ有機農業推進プロジェクト（島根県）
- 17 小松島市生物多様性農業推進協議会（徳島県）
- 18 南島原市有機農業推進協議会（長崎県）
- 19 くまもと県有機農業推進協議会（熊本県）
- 20 宮崎県有機農業連絡協議会（熊本県）
- 21 かごしま有機農業推進協議会（鹿児島県）

8-5. 有機農業の推進に関する農林水産省の取組⑤（新規参入・転換支援／販路拡大支援）

有機農業への参入促進に関する情報提供や研修会の開催

➤ 経営指標

品目別、地域別に、有機農家における労働時間、作業体系、営農データ等を整理

➤ 有機農業をはじめようシリーズ

有機農業に必要な経営力、土づくり技術、地域の取組、研修を受け入れのための心得などを伝える冊子集を作成

➤ これら内容を周知するセミナー等を開催



マッチングフェアの開催や消費者向けのセミナーやイベント実施を支援

➤ マッチングフェアへの出展支援

大都市圏において、有機農業者の販路確保・拡大を支援するためのマッチングフェアへの有機農業者等の出展を支援

<<平成29年度の事例>>

○ アグリフードEXPO東京への出展

日程：平成29年8月23日～24日

場所：東京ビッグサイト

出展者：東日本の有機農家12者



オーガニックコーナーを設置



オーガニック農産物を来場者に紹介

○ アグリフードEXPO大阪

日程：平成30年2月21日～22日

場所：ATCアジア太平洋トレードセンター

出展者：西日本の有機農家12者

➤ 実需者向け講習会、消費者向けイベント等の実施支援

有機農産物の利用を拡大するため、大都市圏において、実需者向けの講習会開催を支援。また、有機農業や有機農産物の魅力を伝えるための取組を支援

<<平成29年度の事例>>



これからのオーガニック市場規模についての講演（実需者向けセミナー）



オーガニックトレイン（能勢電鉄）

8-6. 有機農業の推進に関する農林水産省の取組⑥（例：オンライン・マッチングサイト）

オーガニック・エコ農産物の普及に向け、生産者の販路開拓・買手の仕入先開拓を促進するため、オンライン上で生産者と実需者を結び付けるマッチングサイトを構築



マッチングサイト：farmO（ファーム）で できること

<さがす & つながる>

地域や業態などを指定して、farmOに登録されている**生産者**や**小売店**、**飲食店**などを**検索**することが可能。

（例）

地域・・・近畿
業態・・・飲食
キーワード・・・ピザ



小売店・飲食店さん 5件（近畿、飲食、ピザ）



飲食
ピッツェリア XYZ
京都府京都市

有機野菜をふんだんに使ったイタリア料理の・・・

気になった**生産者・買手**に対し**メッセージを送り**、取引につなげることが可能。



ピッツェリア XYZ さんへ
取引の御提案：有機栽培のトマトはいかがですか？

※やりとりのイメージ



御連絡ありがとうございます。
ちょうど有機のトマトを探していました。おいくらでしょうか？

御返信ありがとうございます。×××円/kgです。
御一緒にサニーレタスもいかがですか？おいしいですよ！



御返信ありがとうございます。
サラダに使えるそうですね。おいくらですか？

ありがとうございます。
サニーレタスは〇〇円/kg・・・



<ひろがる>

オーガニック・エコ農業に関する様々な情報をシェアできる**掲示板「farmOひろば」**を設置

● ニュース

〇月〇日にイベント
があります！

● 売りたい／買いたい

芽キャベツが豊作です！
いかがですか？

● 質問

レタス品種「△△」
について教えてください！

聖護院ダイコンを探して
います！



<実績>

farmO登録者（平成30年12月時点）

生産者：360件

実需者：185件

新規商談件数（事業開始～平成30年8月）
486件

8-7. 有機農業の推進に関する農林水産省の取組⑦（優良な取組の顕彰）

<<平成29年度の事例>>

未来につながる持続可能な農業推進コンクール（有機農業・環境保全型農業部門）

👑 農林水産大臣賞 👑

農事組合法人 さんぶ野菜ネットワーク

所在地：千葉県山武市

応募区分：人材育成の部

面積：90ha

構成員：74名

栽培品目：野菜、落花生等60品目



新規就農者とベテラン
農家の意見交換・勉強会



集出荷施設の様子



サンSUNママさんの
会の集い

👑 生産局長賞 👑

有限会社 くまもと有機の会

所在地：熊本県御船町

応募区分：個別経営の部

面積：75ha

構成員：50人

栽培品目：水稲、野菜等約100品目

👑 生産局長賞 👑

北里大学獣医学部附属 フィールドサイエンスセンター 八雲牧場

所在地：北海道八雲町

応募区分：団体の部

面積：370ha

構成員：9人

取組品目：牛肉

👑 生産局長賞 👑

アグリノベーション大学校

所在地：京都府京都市

応募区分：人材育成の部

面積：0.8ha

構成員：職員17人 生徒249人

栽培品目：野菜等約80品目

▼ 土壌分析室の様子



▼ 牧草による飼育の様子



▼ 農場実習の様子



8-8. 有機農業の推進に関する国の取組⑧（自治体ネットワークの構築）

- 有機農業を生かして様々な地域振興に取り組む自治体を増やすため、自治体間やこれら自治体と民間企業の連携を促すネットワーク構築に向け、平成30年11月に準備会合を開催。

開催概要

日 時：平成30年11月20日
場 所：全国都市会館（東京都千代田区）
参加者：自治体 23名
民間・団体等 42名
その他参加者多数



1. 基調講演

持続可能な「食と農」における自治体への期待

（東京農業大学「食と農」の博物館 副館長 上岡 教授）

2. 有機農業を生かして地域振興に取り組む

全国6つの自治体からの取組発表



千葉県いすみ市



岐阜県白川町



宮崎県綾町



兵庫県丹波市



熊本県山都町



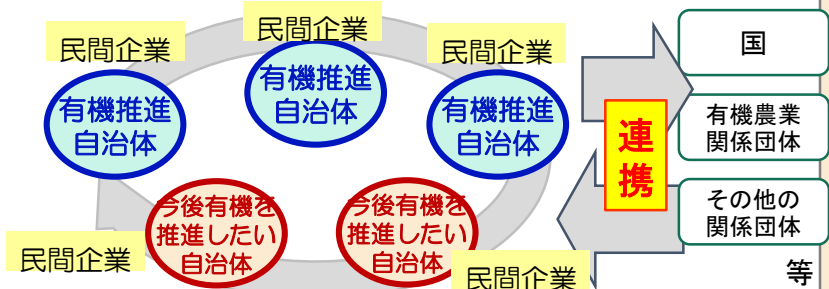
徳島県小松島市

3. 今後の取組に向けた提案、意見交換

4. ネットワーキング

準備会合参加者への提案内容

有機農業自治体ネットワーク（仮称）のイメージ



ネットワーク構築に向けた今後の取組

1. 今次会合後にアンケートを実施し、有志間でメールアドレスを共有、情報交換の場を構築。
2. この取組や成果を広報し、他の自治体等にも本ネットワークへの参加を呼びかけたうえで、来年度の上半期に、次回会合を開催。
3. 数年以内を目途に、ネットワークの枠組、運営方針等を検討・決定し、自治体主導の自立的な組織に。

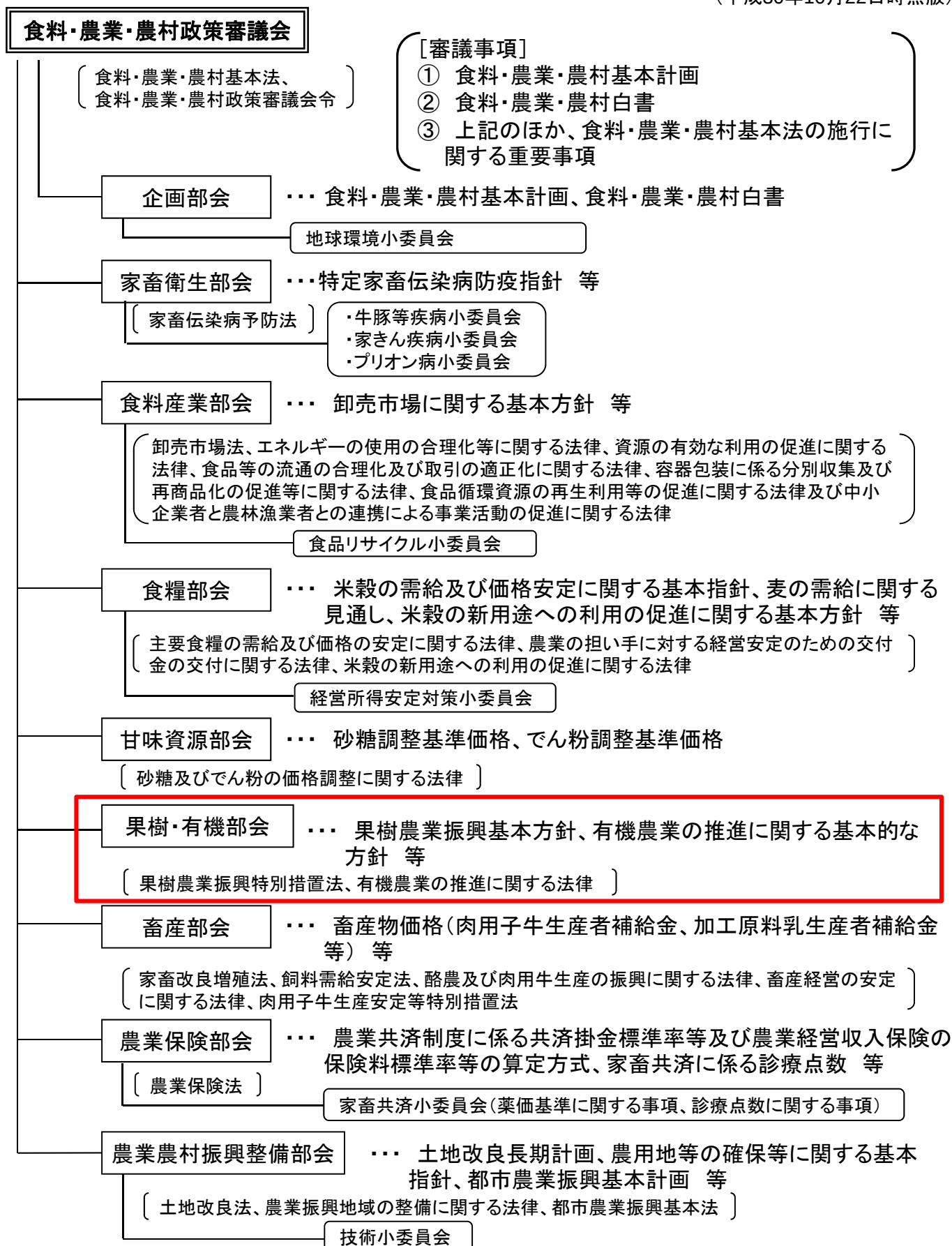
果樹・有機部会（有機農業関係）の
今後の審議の進め方（案）

	日 程	項 目
第 1 回	2018年12月17日	有機農業をめぐる事情 関係者ヒアリング（農業生産関係）
第 2 回	2019年 1 月中下旬	関係者ヒアリング （流通・加工・小売等関係） 論点整理
第 3 回	2019年 2 月中下旬	とりまとめ

（以上）

食料・農業・農村政策審議会の構成及び審議事項

(平成30年10月22日時点版)



食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会 関係法令

- | | | |
|---|----------------------------|----------|
| 1 | 食料・農業・農村基本法（抜粋） | ・・・ P 1 |
| 2 | 食料・農業・農村審議会令（抜粋） | ・・・ P 3 |
| 3 | 食料・農業・農村政策審議会議事規則 | ・・・ P 5 |
| 4 | 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について | ・・・ P 7 |
| 5 | 有機農業の推進に関する法律 | ・・・ P 11 |
| 6 | 有機農業の推進に関する基本的な方針 | ・・・ P 15 |

1 食料・農業・農村基本法（抜粋）

（平成 11 年法律第 106 号）

最終改正：平成 20 年法律第 38 号

第一章 総則

（農業の持続的な発展）

第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

第三節 農業の持続的な発展に関する施策

（自然循環機能の維持増進）

第三十二条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食料・農業・農村政策審議会

（設置）

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、

有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

2 食料・農業・農村政策審議会令（抜粋）

（平成 12 年政令第 289 号）

最終改正：平成 20 年政令第 241 号

内閣は、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第四十一条第四項及び第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条 に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省都市・地域整備局地方振興課の協力を得て処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

3 食料・農業・農村政策審議会議事規則

平成 19 年 7 月 2 日

食料・農業・農村政策審議会決定

(総則)

第 1 条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成 12 年政令第 289 号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第 2 条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第 3 条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第 4 条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする。

(臨時委員)

第 5 条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第 6 条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第 7 条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第 8 条 第 2 条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第 9 条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この議事規則は、平成 19 年 7 月 12 日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第 2 条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成 13 年 3 月 21 日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

4 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成 19 年 7 月 12 日
食料・農業・農村政策審議会決定
平成 20 年 3 月 7 日改正
平成 20 年 5 月 15 日改正
平成 20 年 7 月 25 日改正
平成 21 年 1 月 27 日改正
平成 21 年 7 月 23 日改正
平成 23 年 9 月 1 日改正
平成 26 年 3 月 28 日改正
平成 27 年 10 月 22 日改正
平成 29 年 7 月 26 日改正
平成 30 年 5 月 16 日改正
平成 30 年 10 月 4 日改正

第 1 条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食料産業部会	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹・有機部会	果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）及び有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）、飼料需給安定法（昭和 27

	年法律第 356 号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和 29 年法律第 182 号)、畜産経営の安定に関する法律(昭和 36 年法律第 183 号)及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法律第 98 号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
農業保険部会	農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)の施行に関する重要事項であつて、次に掲げるもの。 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式並びに農業経営収入保険の保険料標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振興整備部会	1 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)及び都市農業振興基本法(平成 27 年法律第 14 号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であつて、次に掲げるもの。 ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

- 第 2 条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第 3 条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
食料産業部会	食料産業局企画課
食糧部会	政策統括官付農産企画課
果樹・有機部会	生産局園芸作物課、農業環境対策課
甘味資源部会	政策統括官付地域作物課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
農業保険部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

附 則(平成 30 年 10 月 4 日決定)(抄)
(施行期日)

- 第 1 条 この改正は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 62 号)の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、平成 30 年 10 月 4 日から施行する。

(経過措置)

第2条 食料産業部会は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律附則第2条に基づき、同法第1条による改正後の卸売市場法の規定の例により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

2 (略)

5 有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）

（目的）

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

（基本理念）

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようになることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（基本方針）

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（推進計画）

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（有機農業者等の支援）

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（技術開発等の促進）

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（消費者の理解と関心の増進）

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（有機農業者と消費者の相互理解の増進）

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査の実施）

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

（国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

（有機農業者等の意見の反映）

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

- 2 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」を、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

- 3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を加える。

6 有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条第1項の規定に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき、これを公表する。

平成26年4月25日

農林水産大臣 林 芳正

有機農業の推進に関する基本的な方針

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。

有機農業推進法に基づき平成19年4月に初めて策定・公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基（もと）となった。その結果、我が国における有機農業の取組はわずかながらも増加傾向を示し、有機農業により生産される農産物に対する需要や、新たに有機農業に取り組もうとする者の数も増大しつつある。

こうした傾向を適切に助長することの重要性にかんがみ、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、以下に掲げる事項に基づき、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。

1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進

有機農業は、多くの場合、病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることが重要である。

このため、地域の気象条件・土壌条件等に適合した技術体系を確立・普及するための取組への支援を強化するとともに、有機農業の取組を対象とする各種支援施策を充実し、その積極的な活用を図ることが必要である。

また、先進的な有機農業者による就農相談や研修受入の拡大、新規就農者の経営計画の作成への支援が必要である。

2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進

新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれるとともに、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大を図っていくことが重要である。

このため、有機農業に関する技術体系の確立・普及や、農業者が有機農業による経営を安定的に行えるよう、有機農業の取組が対象となる各種支援施

策の積極的な展開を図ることが必要である。

また、有機農業により生産される農産物の流通、販売又は利用が拡大するよう、有機農業者や農業団体等と、当該農産物の流通業者、販売業者又は実需者その他の業者とが連携・協力することによって、実需者等のニーズに即した広域流通（生産者と消費者・実需者との間に流通業者等の第三者を介在させることによって、主として広域を対象として行われる流通をいう。以下同じ。）や地産地消（国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び加工することを含む。）をいう。以下同じ。）等の地域内流通（流通業者等の第三者を介在させずに、生産者と消費者・実需者が直接取引することにより行われる地域内での流通をいう。以下同じ。）を推進することが重要である。

3 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進

消費者の需要を踏まえ、有機農業により生産される農産物の生産量・流通量を増加させ、当該農産物を消費者が容易に入手できるように多様な販売機会を設けることが重要である。

このため、有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、有機農業者、流通業者、販売業者、実需者及び消費者の間で、当該農産物の生産、流通、販売又は消費に関する情報の受発信を支援することが必要である。

さらに、有機農業により生産される農産物の生産及び消費の拡大に伴い、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等の表示への理解の増進を図るとともに、有機農産物等の適正な表示を確保することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが必要である。

4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、有機農業に対する消費者の理解の増進及び信頼の確保が重要であることから、食育、地産地消、産消提携（農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。）、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携が促進されるよう取り計らうことが必要である。

5 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるようにすることが重要である。

有機農業に関する基本的な技術の体系化は進んでいるものの、地域に固有な条件への適合が不十分であり、有機農業により生産される農産物の生産の取組は未だ少ない状況にある。こうした状況にかんがみ、有機農業の推進に

当たって、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する必要がある。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

これまでに、有機農業の推進に係る条件整備については一定の進捗が得られている。今後は、有機農業に従事している農業者に加え、有機農業による就農を希望する者や慣行農業から有機農業への転換を考えている農業者が相当数見込まれることに加え、有機農業により生産される農産物に対する消費者や実需者の需要の増加も見込まれることなどを踏まえ、国及び地方公共団体は、有機農業推進法に定める基本理念に即して、有機農業の一層の拡大を図るよう努めることとする。

このため、国、地方公共団体、農業者、消費者、実需者その他関係者に係る目標を次のとおり定める。

2 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機農業の拡大

新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれ、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、有機農業の一層の拡大を図ることとする。このため、おおむね平成30年度までに、現在0.4%程度と見込まれる我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を、倍増（1%）させる。

(2) 有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業については、基本的な技術の体系化が進捗していることから、今後は、地域の気象や土壌特性等を踏まえ、地域ごとに導入が可能な技術の体系化を進めることが重要である。このため、おおむね平成30年度までに、都道府県において、主要な作物を対象に地域の気象・土壌条件等に適合し、安定的な品質・収量を確保できるよう有機農業の技術体系を確立する。

(3) 有機農業に関する普及指導の強化

有機農業に関する技術及び知識は、地域の気象・土壌条件等に適合したものであることが重要である。当該技術及び知識の積極的な活用のためには、地域の先進的な有機農業者と連携し、その知見を活用することで、国や地方公共団体による研修をより実践的なものとする必要がある。このため、都道府県は、地域の普及指導センターや試験研究機関等に有機農業に専門的知見のある農業革新支援専門員その他の普及指導員を計画的に配置し、地域の先進的な有機農業者との連携を活用して普及指導活動を強化するなど、有機農業に関する普及指導体制を整備することとし、その整備率を、おおむね平成30年度までに100%とする。

(4) 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業に対する消費者の理解を一層増進することとし、有機農業が、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であることや農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物の多様性に及ぼす影響を低減させるための取組であること等を知る消費者の割合について、おおむね平成30年度までに50%以上とする。

(5) 都道府県等における有機農業の推進体制の強化

基本方針及び有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）に基づく取組を全国各地において進める。このため、都道府県にあっては、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関、農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とする体制の整備を一層促進することとし、その整備率について、おおむね平成30年度までに100%とする。また、市町村にあっては、各地域の有機農業の状況を踏まえつつ、先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制を整備することとし、その整備率について、おおむね平成30年度までに50%以上とする。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 有機農業者等の支援

(1) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

国及び地方公共団体は、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対して、これらの者が円滑に有機農業を開始できるよう、国及び地方公共団体における就農相談に加え、道府県農業大学校、有機農業の推進に取り組む民間団体等及び先進的な有機農業者による各種研修機会の拡大に努める。また、新規就農者等のための経営計画の作成や就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの各種の支援策を活用した支援に努める。

また、国及び地方公共団体は、その職員及び農業団体の職員に対して、有機農業を行おうとする新規就農希望者及び慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対する適切な指導及び助言を行えるよう資質の維持・向上に努める。このため、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等と連携・協力して、例えば、就農相談を受け入れる先進的な有機農業者に関する情報その他必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための研修の実施に努める。

(2) 有機農業の取組に対する支援

国及び地方公共団体は、有機農業に必要な技術の導入を推進するため、堆肥等の生産・流通施設その他の共同利用機械・施設の整備の支援に努めるとともに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の規定に基づく持続性の高い農業生産方式

の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の策定を有機農業者等に積極的に働きかけるとともに、導入計画の策定及び実施に必要な指導及び助言に努める。また、特例措置を伴う農業改良資金の貸付け等に関しても、有機農業者の必要に応じた支援に努める。

平成23年度から実施している環境保全型農業直接支援対策の活用により、有機農業者の支援に努める。また、有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、国は、地域における有機農業の拡大のモデルとなり得る有機農業を核とした地域振興の計画を策定した地域に対し、当該計画の達成に必要な支援に努めるとともに、有機農業者、地方公共団体、農業団体及び有機農業の推進に取り組む民間団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得の支援に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であり、また、実需者等のニーズに応えたロットの拡大や産地化の取組も重要となるため、地域ごとの慣行農業からの転換等の取組に対する支援に努める。

国及び都道府県は、先進的な有機農業者や農業団体等と連携・協力して、有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術等の講習や、優良な取組に関する情報の発信に係る取組への支援に努める。

（3）有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

国及び地方公共団体は、有機農業者や農業団体等に対し、消費者や実需者との情報の積極的な受発信を行うよう促すとともに、eコマースの利活用や中食業者、医療・福祉・化粧品業界その他の業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう働きかけに努める。また、関係団体と連携・協力して、流通業者、販売業者又は実需者と有機農業者や農業団体等との間で行われる意見交換や商談の場を設定するなど、両者の一層良好な関係の構築の支援に努める。

広域流通の拡大に向け、国及び地方公共団体は、農業団体等と連携・協力して、有機農業者、流通業者、販売業者及び実需者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）や生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）等の知識の習得及び制度の活用や、卸売市場における有機農産物等の取扱いの拡大を積極的に働きかけるよう努める。

さらに、国は、有機JAS認証の取得の維持及び拡大を図ることとし、これに係る手続の簡素化等の支援策を検討する。

地域内流通の拡大に向け、国及び地方公共団体は、インショップ（小売施設、空き店舗等に開設された店舗又はコーナーをいう。）や直売所等による取組を支援するとともに、6次産業化の取組及び地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組による消費の創出・拡大に向けた支援に努める。

2 技術開発等の促進

（1）有機農業に関する技術の研究開発の促進

国及び地方公共団体は、互いに協力して、試験研究独立行政法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発、実践されている様々な技術

を探索し、既に取り組まれている有機農業に関する技術の科学的な解明に取り組むよう努めるとともに、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立するよう努めることとし、併せて、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組むよう努める。

また、国は、有機農業の初期の経営の安定に資するよう、例えば、ほ場環境や土づくりの状態を把握するための土壌微生物相等に着目した科学的指標の策定や、有機農業者が使いやすい土づくり等の技術を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に資する重要な研究課題を設定し、これを推進するよう努める。

地方公共団体は、地域条件に適した有機農業に関する技術の研究開発や、他の地域の試験研究機関等が開発した技術を含む新たな技術を適用するために必要な実証試験等に取り組むよう努める。また、有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における試験研究に反映させるよう努める。

(2) 研究開発の成果の普及の促進

国及び地方公共団体は、地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究開発の成果情報の提供に努める。

その際、都道府県の普及指導センターを中心に、地域の実情に応じ、試験研究機関、市町村及び農業団体等の地域の関係機関並びに先進的な有機農業者及び民間団体等と連携・協力して、有機農業者への研究開発の成果の普及に努める。また、有機農業者及び有機農業を行おうとする者に対して、研究開発の成果や知見に基づく効果的な指導及び助言が行われることが重要である。このため、国及び地方公共団体は、先進的な有機農業者と連携して、農業革新支援専門員その他の普及指導員等に対して、有機農業に関する研究開発の成果等に係る技術及び知識を習得させるための研修や提供情報の充実に努める。

3 消費者の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、インターネットの活用やシンポジウムの開催による情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じて、消費者をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、学校関係者等に対し、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発並びに有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努める。また、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての顕彰及び情報の発信に取り組むとともに、JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号）に基づく農産物の表示ルール等について、消費者への普及啓発に努める。

4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動と連携して、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に努める。

また、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、地方公共団体及び有機農業の推進に取り組む民間団体等の協力を得て、必要な調査を実施する。

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置する等の所要の体制の整備に努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、基本方針及び当該都道府県における有機農業の実態等を踏まえて定める有機農業の推進の方針、当該方針に基づきおおむね5年の間に実施する施策、有機農業を推進するに当たっての関係機関・団体等との連携・協力、有機農業者等の意見の反映並びに推進状況の把握及び評価の方法を内容とする推進計画のより効果的な実施を働きかけるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、地方公共団体による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、地方公共団体の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

(1) 国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の各段階において必要な施策を総合的に講じることとされている。これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果

を高めるため、国は、これらの施策を担当する関係機関の連携を確保する体制の整備に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

(2) 有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携する取組が重要である。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等で構成する有機農業の推進体制の下、これらの者と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

国は、地方公共団体、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする者の支援や、普及指導員等の相談等に対応するため、有機農業に関するアドバイザーの導入について検討する。

(3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、試験研究独立行政法人、都道府県の試験研究機関に加え、有機農業者をはじめとする民間団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間団体等と積極的に連携・協力することにより、技術の開発が効果的に行われることが期待できる。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において、試験研究独立行政法人をはじめ、地方公共団体、大学、民間の試験研究機関、有機農業者等の参画を得て、研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定を図るとともに、関係する研究開発の進捗状況を一元的に把握し、関係者間の情報共有や連携を図りながら、有機農業に関する研究開発の計画的かつ効果的な推進に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

2 有機農業者等の意見の反映

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努める。

また、国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向を常に把握し、その状況に応じた施策等の検討を行う体制を整備するとともに、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進

に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、この基本方針については、平成26年度からおおむね5年間を対象として定めるものとするが、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。